

令和4年第3回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

令和4年6月9日（木）午前9時30分時開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議第35号 | 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認について |
| 日程第 7 | 議第36号 | 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第 8 | 議第37号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第 9 | 議第38号 | 白鷹町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第10 | 議第39号 | 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 報第 1号 | 令和3年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告について |
| 日程第12 | 報第 2号 | 令和3年度白鷹町下水道特別会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告について |
| 日程第13 | 報第 3号 | 令和3年度白鷹町水道事業会計の繰越額報告について |
| 日程第14 | | 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 今野正明 | 議員 | 2番 | 金田悟 | 議員 |
| 3番 | 横山和浩 | 議員 | 4番 | 竹田雅彦 | 議員 |
| 5番 | 丸川雅春 | 議員 | 6番 | 笹原俊一 | 議員 |
| 7番 | 小口尚司 | 議員 | 8番 | 奥山勝吉 | 議員 |
| 9番 | 山田仁 | 議員 | 10番 | 菅原隆男 | 議員 |
| 11番 | 関千鶴子 | 議員 | 12番 | 遠藤幸一 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 誠 七
副 町 長	田 宮 修
教 育 長	衣 袋 慶 三
総 務 課 長	菅 間 直 浩
税 務 出 納 課 長	佐 藤 雅 志
企 画 政 策 課 長	加 藤 和 芳
町 民 課 長	橋 本 達 也
健 康 福 祉 課 長	長 岡 聡
商 工 観 光 課 長	小 林 裕
農 林 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 木 健 一
建 設 課 長	菊 地 智
上 下 水 道 課 長	鈴 木 克 仁
病 院 事 務 局 長	鈴 木 秀 一
教 育 次 長	橋 本 秀 和
監 査 委 員	竹 田 謙 一

○職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	高 橋 浩 之
補 佐	芳 賀 和 則
書 記	竹 田 雅 紀 子

開 会

〈午前9時30分〉

○開会の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。

ご参集、誠にご苦労さまです。

本定例会は、「日本の紅(あか)をつくる町」のPRに努めるべく、今年度も紅花を飾り、胸には深山和紙製の紅花ブローチを着用、そして紅花をすき込んだ深山和紙を使って白鷹人形研究会の皆さんが作り上げた可憐な紅花娘を演壇に飾り、審議に臨みます。

これより令和4年第3回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（今野正明） 議事日程は、事前に配付のとおりです。

○会議録署名議員の指名

○議長（今野正明） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

2番 金田 悟君

3番 横山和浩君

の兩名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（今野正明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、6月3日の議会運営委員会に諮問したところ、6月9日から6月16日までの8日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、会期は6月9日から6月16日までの8日間と決定しました。

○諸般の報告

○議長（今野正明） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、高橋浩之君。

○議会議務局長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

諸般の報告。

1. 置賜地方町村議会議長会臨時総会。5月13日。小国町。

令和3年度決算を認定し、令和4年度事業実施計画及び補正予算について原案のとおり決定した。また、県議長会臨時総会の提出議題案や他地区との合同研修等について了承した。

以上でございます。

○議長（今野正明） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（今野正明） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行います。

新型コロナウイルス感染症の状況についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内における冬期間の爆発的な感染拡大の状況から、3月以降は徐々に減少傾向となつてまいりました。山形県内においても、事前に再拡大が懸念されておりましたゴールデンウィーク後も大きな増加にはつながらず、今のところ少しずつ減少してきており、現在は100名に満たない日が続いております。

一方、町内におきましては、3月以降も断続的に新規感染者が続く、今年に入り、これまで142例、6月8日現在であります。確認され、安心できない状況が続いております。特に、家庭内での感染の広がりによる学校、保育園等への拡大が心配されましたが、いずれも大きく広がることなく現在に至っております。6月に入ってから1件のみの確認と落ち着いている状況となっております。これについては、これまでのワクチン接種の効果とともに、町民の皆様、関係者お一人お一人の感染拡大防止に対するご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

新型コロナワクチンの3回目の追加接種につきましては、高齢者は3月末日までに終了し、12歳以上の希望者についてはゴールデンウィーク前の4月28日までに終了したところであります。また、新たに接種対象に加えられた5歳から11歳までの小児については、医師会及び管内小児科医の協力により、5月22日までに集団接種が終了しました。これらにより、5月末現在の本町の3回目接種率は84.3%、小児の2回目接種率は63.2%と全国接種率を上回る結果となっております。

ワクチンによる重症化予防効果は経時的に低下することから、厚生労働省からは、4回目接種について対象者を限定した上で実施することが示され、接種体制の準備を進めております。対象を60歳以上や基礎疾患を有する方に限定した上で、3回目の接種から

おおむね5か月以上経過後に実施することとされており、本町におきましても6月21日から接種を開始し、9月末までに希望する方への接種を終了させる予定であります。

一方、町内の経済状況につきましては、全体的に回復傾向にあるものの、飲食業においては宴会需要の低迷が続いており、夜間の営業比率が大きい飲食店では厳しい状況にあります。また、国内外における燃料価格や原材料価格などの高騰について、適正な価格転嫁により対応している企業が一定程度見られるものの、その対応に苦慮している企業も多く、企業収益に及ぼす影響等について、引き続き注視していく必要があるものと認識しております。

町といたしましては、3月以降の経済対策として白鷹町飲食業等事業継続給付金を実施し、売上げ減少の程度に応じた経営支援を行ってきたところであり、今後も各種施策を展開していく予定であります。

今後につきましても、町内情勢を的確に捉え、国、県の取組の動向を踏まえながら、町民の皆様の暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る取組を実施してまいりたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

○議長（今野正明） 行政報告が終わりました。

○一般質問

○議長（今野正明） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、町立病院の今後のあり方について、8番、奥山勝吉君。

〔8番 奥山勝吉 登壇〕

○8番（奥山勝吉） おはようございます。

町立病院の今後の在り方について一般質問を行います。

白鷹町立病院は平成9年度に開院し、地域住民から信頼される病院を基本理念として、保健、医療、介護など、福祉の中心的役割を果たしてきたわけですが、町全体の人口減少に伴う患者数の激減などによる問題等が山積みしている中で、町民にとってはなくてはならない病院を維持するための新白鷹町立病院改革プランを策定して持続可能な病院経営を目指しているようですが、地方公営企業法の全部適用、電子カルテや給食調理、医事業務全面委託等、経営組織を町長部局から分離し、日常経営は原則として病院事業管理者が行う体制ですが、状況と課題等について伺います。

次に、新改革プランは、平成29年度から令和4年までの5年計画であった中で見えてきた課題を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた上での今後の医療提供体制の構築に向けた考え方を伺います。

次に、町立病院の赤字経営の問題意識をどのように捉え、赤字縮小を実現し、町民にとってはなくてはならない病院の持続可能な経営対応はどのように考えているのか伺います。

以上、4点について、関連も含めて質問いたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 奥山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

本来は高橋一二三病院事業管理者が答弁すべきところではありますが、今日は対面による診療、診察を行っているということでもありますので、十分病院事業管理者とも打合せをしながら、設置者であります私と事務方のまとめ役をしております事務局長よりご答弁をさせていただきたいとは思いますが、やはり先ほど議員からご質問ありましたように、地方公営企業法の全部適用事業所でもありますので、最終的な責任につきましては病院事業管理者でありますので、この辺につきましては、私の答弁あるいは事務局長の答弁がその辺でご理解いただけるかどうかという不安は持っておりますが、そういう状況の中で私から答弁をさせていただくことをご容赦いただきたいと思います。

今般、保健、医療を取り巻く環境は大きく変化いたしまして、医療に対するニーズも複雑化、多様化してきております。そのような中、少子高齢化が進む我が町におきましては、地域医療を担う町立病院の果たす役割は、今後ますます増大するものと認識をしているところでもあります。

先ほど行政報告もいたしました、新型コロナウイルスワクチン接種におきましては、町立病院を接種会場とし、町内の開業医の先生方のご協力もいただきながらスムーズに実施することができましたことは、町民の皆様とともに、大きな安心感を得ることができたということでもあります。そのようなことを考えれば、必要不可欠な病院であり、機関であると意識をしているところでもあります。

今後も、町民の皆様が安心して暮らしていただける診療体制の確保を図ってまいりたいと考えております。

最初に、町立病院の現状と課題につきまして、本年3月定例会の竹田雅彦議員の一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、改めてお答えをさせていただきます。

町立病院は、平成9年10月に現在の場所に移転新築し、新病院として開院をいたしました。「健康と福祉の里構想」の下、保健、医療、福祉を一元化し、地域包括医療体制の確立を図るため、健康福祉センターと併設で開設をさせていただいたところでもあります。

当初の許可病床は70床、診療科は内科、外科、産婦人科、整形外科の4科、常勤医6名の体制でスタートし、現在は、病床数60床、内科、外科、皮膚科、婦人科、整形外科の5科での診療体制となっております。

開院当初は、病床利用率が9割強を維持するなど、経営的には順調に推移してまいりましたが、平成16年7月には、さらなる経営改善を目的に地方公営企業法の全部適用を行い、弾力的な経営が可能となったところでもあります。

さらに、給食部門や医事部門の委託化、IT化に取り組むなど、経営の効率化に努めることで、全部適用以降は単年度収支はほぼ連続して黒字で推移しておったところでもあります。

しかしながら、予想をはるかに超える人口減少により患者数が減少し、平成24年度以降は単年度収支の赤字が続いている状況となっております。

本町は、基幹病院である公立置賜総合病院や山形大学附属病院などから一定の距離にあるため、24時間365日体制の救急医療を提供する町立病院は、町民の皆様にとってなくてはならない病院であると認識をさせていただいているところでございます。また、町内には民間診療所が5か所あるものの、年齢的に課題などがあり診療を縮小されているところもあり、町立病院の医療拠点としての重要性はますます大きくなるものと考えております。

さらに、新型コロナワクチン接種事業につきましても、先ほども行政報告をさせていただきましたとおり、町立病院に委託して実施しており、町内の開業医の先生の方々にもご協力をいただきながらスムーズに実施をしていたところであります。3回目の集団接種も終了し、12歳以上の接種率は5月末現在84.3%、65歳以上は91.5%と順調に進み、町民の皆様からも対応について好評をいただいているところでもあります。間もなく60歳以上の方と18歳以上の基礎疾患をお持ちの方の4回目接種を開始するところですが、町立病院を核とした体制で準備を進めさせていただいているところでもあります。

今般の新型コロナウイルス感染症対策におきましては、小規模病院であっても、町立病院は公立病院として重要な役割を担っていることを改めて認識をさせていただきました。

続きまして、新改革プランから見えてきた課題につきましてお答えをさせていただきます。

山形県が策定した地域医療構想を踏まえ、平成29年度に策定しました新白鷹町立病院改革プランに基づき、5か年計画で経営改善に向け取り組んでまいりました。令和2年度からは許可病床を10床削減し60床で運営し、さらに、令和3年9月からは地域包括ケア病床の運用を開始し、地域包括ケアシステムの強化と入院単価の増を図るとともに、後発医薬品使用率を高め、薬品費の削減にも取り組んでまいりました。

しかしながら、急激な人口減少と令和2年から蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響などによる患者数の減少などから、これら経営改革に向け取り組んできたものの、病床利用率や職員給与比率などの数値目標の達成が課題となっているところでもあります。

これまで行ってきた経営改善に引き続き取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症のような新しい感染症に備える取組も平時から行っていく必要があると考えているところでもあります。

次に、新型コロナ感染症対策を踏まえた今後の医療提供体制の構築につきましてお答えをさせていただきます。

コロナ禍におきましては、町民の皆様を感染から守ることが町立病院としての第一の使命でもあります。令和2年4月から人間ドック棟を発熱外来として、一般外来と動線を分け診療を開始しており、1日平均3ないし4名、近隣や町内での発生時の行政検査については、最大で1日20名を超える診療や検査の対応を行っているところでもあります。また、県の要請を受けまして、昨年11月からはコロナ対応病床2床を確保しております。職員につきましては、感染症対策は十分取っていても家族から感染するケースもあり、医療従事者として特に注意を払っていただいているため、負担も増加している状況でもあります。

町立病院では、新型コロナウイルス感染症へ対応できる体制を維持し、コロナに終わりはないとしても、常に対策を立て、町民の皆さんが求められます医療提供を継続していかなければならないと考えているところでもあります。

そして、今後、人口の動向や町を取り巻く環境の変化に即した持続可能な医療体制を構築していく必要があると認識をしております。そのためには、新たに総務省から示されました持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院強化ガイドラインに基づいた経営計画を早急に策定し、着実に進めてまいります。

次に、赤字縮小と持続可能な経営対応についてお答えをさせていただきます。

昨年度の決算見込みにつきましては、決算整理前ではありますが、2月、3月の状況から、新型コロナに伴う費用負担の増加や減収はあったものの、新型コロナワクチン接種等でコロナ関連の収益や一般会計からの繰入金が増額等により、経常収支は黒字を見込んでいるところでもあります。患者数は前年度と比較し、入院が約7.6%減少の1万3,505人、外来が約6.5%増加の3万4,064人となり、外来では前年度の落ち込みから戻りつつあると感じているところでもあります。

しかしながら、コロナ関連におきましては、ワクチン接種など一時的で見通しの不明なものもあり、感染対策に係る人件費や材料費などの費用の増加もあり、今後も厳しい経営状況が続くものであると想定をさせていただいているところでもあります。

これらの状況に的確に対応し、持続可能な病院経営をしていくためには、新たなガイドラインに基づいた経営計画を早急に策定する必要があると認識をしております。ガイドラインにおきましては、公立病院の経営強化のための取り組むべきポイントが示されております。これらの取組を着実に推進し、町民の皆様の求める医療を確保しながらも、人口減少等、本町を取り巻く環境や社会情勢に合わせた持続可能な病院経営に取り組ん

でまいる考え方もあります。

以上、奥山議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 今、町長答弁の中で、地方公営企業法の全部適用を行い弾力的な経営が可能になったというような答弁がありましたが、全部適用になっている企業の中での病院管理者、町長の最初の答弁にもあったとおり、診療もなされている中での管理者ということについて、どのような体制構築で、現在この全部適用における管理者との病院経営状況においての課題はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 全部適用をすると、企業管理者を置くということは何かということ、先ほど言いましたように、議員からもありました弾力的対応と医療機器の購入等、あるいは、人的配慮を直ちにやらなければならないということです。そういうものは、予算があつてそこから始まるということではなくて、結果的に、前向きに、前もってそういう対応をしていくというようなことが必要なわけです。ですから、かなりの部分でこの公営企業というものの全部適用をすることは責任が伴ってくるのでありまして、まさしく、そういう部分においてやはり収入をどう得ていくか、そういうものはもう日々変わってくるわけですが、この事業管理者としての責務というものは、常に、毎日生きていくものの対応ということを取り組みながら、そして、既にそこで判断をしながら一步一步前に進んでいくということが事業管理者として求められているものではないのかなと私は思っているところでございます。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 今、町長おっしゃったとおりだと思います。地方公営企業法の中に管理者の権限が津々浦々と出ているわけですが、権限が多岐にわたっているということもあります。地方公営企業法の15条の中に、執行を補助する職員、企業職員を管理者が任免するとあります。白鷹町立病院のこの赤字体質の中で、管理者が任免する補助管理者というものも必要になってくるのではないかなと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 現実的に、私知り得ている中では、民間の方が管理者になるというようなこともお聞きしておりますし、実際にその方もお会いをさせていただいております。経営者が2人いるような形をつくるべきなのかどうか、管理者といえども、やはり任免をするわけですから権限も出てくるわけです。そういうことが必要なのかどうか、今の町立病院の体制の中でそこまで求めるものがあるのかどうか、それらについては今後検討していきたいと考えております。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） その点については検討していただいたほうがいいかなと思うところ
であります。

次に、改革プランについてお伺いしたいと思います。

今まで改革プラン、何年ということやってきたわけですが、この改革プランの中に、
目標数値が著しく困難にある場合は改革プランを見直すというような文言もあるのです
が、そこら辺の状況はどうだったのでしょうか。

○議長（今野正明） 病院事務局長、鈴木秀一君。

○病院事務局長（鈴木秀一） お答えさせていただきます。

新白鷹町立病院改革プランの中では、数値目標として4つの指標を目標に掲げてまい
りました。

1つ目は、経常収支比率の100%以上を令和3年度までに達成するというものでござ
います。

2つ目といたしまして、職員給与比率を57%以下を令和3年度までに維持するという
ものです。

3つ目といたしまして、病床利用率、これを75%以上を令和3年度までに実現する。

4つ目といたしまして、後発医薬品の使用率70%以上を平成29年度中に実現するとい
うものでございました。

4番目の後発医薬品使用率につきましては順調に改革が進みまして、平成29年度中に
実現することが可能となっております。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響によ
るものとか、いろいろな事情から、そのほかの指標については達成が難しい状況となっ
ております。

参考までに、令和2年度の数値でございますが、経常収支比率につきましては92.4%、
職員給与比率につきましては71.9%、病床利用率につきましては66.7%ということで、
いずれも達成は困難な状況でございました。以上でございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、局長がご説明申し上げましたとおり、我々が目標としている病
院の改革プラン、それには相当な乖離があると認めざるを得ないという状況です。

なぜそういう形になってきたのかということをおし上げますと、やはり一番は人口減
少があまりにも急激に、我々が目標としておりますまちづくりとしても、これは大きな
大きな課題でございます。人口減少です。

それから、もう一点は、道路インフラ整備です。インフラ整備がよくなればなるほど
我々の時間的距離が非常に短くなるということでありまして、そうなりますと、どうい
う傾向が起きるかということ、やはりどうしても我々としては、例えば、自分が病気にな
ったとすれば、どうしてもやはり先生方が大勢いる病院を選ぶとか、自分が手術が必要
となればやはりそうならざるを得ないのが当たり前だと私は思います。

そんな関係で、1つは人口減少と、やはり医師が非常に専門化がなってきているということ。そういうこともありますし、道路整備等々、インフラ整備により近くの大きな病院で診察をいただきながら、あるいは手術をするということがあって当たり前だと思いますので。

それから、もう一点は、各福祉施設が非常に充実ってきております。福祉施設に入られた方が本当に健康でお過ごしなされていると。これ決して悪いことではありませんが、そういう体制が非常に整っているものですから、当然病院を利用するというつながりは持たせていただいておりますが、どうしても急激な処置が必要だというときには病院をご利用いただいているわけですが、いろいろな福祉施設の環境がすごく整ってきたと。ましてや、その医療的な体制も福祉施設の中で整ってきているということで、町立病院の利用者がどうしても減ってきているということは、事実としてあると認識をしているところでございます。

だから、今、局長が申し上げました数字的なもの、なりませんという、それをなるといふするにはどうするかということをお我々としては考えていく必要があると認識しておりますので、この辺については、今回示された、総務省から示された新しいガイドラインにどこまで我々がうまく調整できるか、そして、それが町民の皆さんに納得いただけるものなのかどうか、この辺は非常に微妙なところあります。やはり、少し大きな話でもやっておきませんか、町民の皆さんの納得もいただけないということもありますので、この辺については慎重にはありますが、皆さんの意見をお聞きしながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 何とも困りましたね。

改革プランの中で、町の健診事業の積極的な受入れという文言があるのですが、この状況を見ますと、各民間福祉施設とか企業については定期健診の受入れがあるようですが、町職員については町立病院を利用していないような状況なのですが、なぜそこら辺がこの改革プランと合わないような状況になっているのでしょうか。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 町立病院を職員が利用していないということについては、利用しなさいとは絶対言えません。保健制度ですから。それぞれの、自分がちょっと体調悪いなど、自分はどういう医院を、どういう先生を選ぼうかというのは、自由なはずでございます。職員は町立病院に行きなさいというようなことは、私から言えるということは、無理だと認識をしております。

ただ、できるだけ経営のために利用するようにお願いをするという行為は、これは可能性はありますので、この辺については少し研究をさせていただきたいと思ひます。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 定期健診について今言ったつもりなのですが、病気の段階での検診については自由、個人の考え方だと思います。

では、次に、包括ケアシステム病床について採用したと。その中で、ある程度の利益の確保が、入院単価の増も図っているというような文言だったのですが、地域ケア病床の今の状況と課題についてお伺いします。

○議長（今野正明） 病院事務局長、鈴木秀一君。

○病院事務局長（鈴木秀一） お答えさせていただきます。

地域包括ケア病床につきましては、令和3年9月より実施させていただいております。病床数は10床設けておまして、これまでの平均的な患者数でございますが、1日当たり4人前後の利用状況ということになってございます。

利用を開始してからの収支の状況につきましては、通常の一般病床として入院していただく場合と比較いたしまして、1か月当たり約100万円ぐらいの増収益が見込まれる状況になってございます。

制度を導入してから、DPCの算定であるとか、いろいろな要件もございしますが、今のところ問題なく順調に推移しているものと思っております。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 地域包括ケア病床については、入院日数が決まっていると思うのですが、それを過ぎた場合の対応はどのようになっているのですか。

○議長（今野正明） 病院事務局長、鈴木秀一君。

○病院事務局長（鈴木秀一） お答えさせていただきます。

入院日数につきましては、60日間という上限があるものと承知しております。

今のところ、これを経過した方がいるということは聞いてはいないのですが、一般病床と地域包括ケア病床間の移動も可能でございますので、その辺、柔軟な対応も可能なものと認識しているところでございます。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 地域包括ケア病床についての管理基準の中で、入院料1、入院料2、入院料3と4とあるのですが、白鷹町立病院はどの部分に当てはまっているのですか。

○議長（今野正明） 病院事務局長、鈴木秀一君。

○病院事務局長（鈴木秀一） お答えさせていただきます。

私の認識では、2に該当しているものと思っております。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） そうすると、生活療養の点数がちょっと1より低いのかなと思っております。そこら辺はどういう判断でこの2ということに申請したのかお伺いします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 地域包括ケアシステムのこの項目をどの対象にしたのかというご質問だとお受けしたのですが、ここまで決定するには、病院内部で事業管理者として徹底的に議論をされて、今のスタッフの内容、それから、自分たちの今できるものはどこなのかということに主眼を置いて、トータル的に患者さんのためになるようなところは今の段階で2ということを選択したものと認識をしているところでございます。

ただ、私、現場におりませんので、具体的な対応等々については分かりませんが、この件については、事業管理者と院長とスタッフの中で検討した結果として出しているものでありますので、ご理解いただくしかないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 分かりました。町長が設置者ですから、そこら辺、事務局長さんとしても理解していただかないと困りますな。

次に、ケイエスしらたかについてお伺ひしたいのですが、これは白鷹町立病院が出資した有限会社ということなのですが、この中の組織の権限的な、権限と責任の分担、たしか院長が社長で、副社長が副町長がなっていると伺ひしているのですが、職務権限の範囲と組織体制はどのようになっているのかお伺ひします。

○議長（今野正明） 副町長、田宮 修君。

○副町長（田宮 修） お答えいたします。

6月1日にケイエスしらたかの取締役ということで就任させていただいておまして、先日、定款とか、あとは規則、規程集について見させていただきました。

ケイエスしらたかにつきましては、病院という特殊な職場に勤務する医療職以外の専門的知識、それから技術を必要とします医療事務の職員、それから調理師の職員など、そういった人材の確保、そして安定した採用というところを目的に、病院が100%出資して平成16年に設立した、現在、院長が代表取締役を務めている有限会社だと認識してございます。

現在の管理規程に規定しております管理組織といたしましては、代表取締役、そして取締役と、それから顧問、監事が各1名と、事務局長、事務局次長、庶務担当が各1名おまして、全て非常勤となっております。そのほか、職員に統括主任1名のほか主任を必要に応じ任命してございます。先ほど申しましたように、代表取締役に院長、そして取締役に私、そして顧問に病院事業管理者ということで体制を組んでいるところでございます。

様々な物事を決めるに当たりましては、社員総会というものがございまして、社長が招集して様々な協議をするという場で、この中でいろいろなことが決定していくと承知して承知しております。以上です。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 今の答弁を聞きますと、病院経営の中枢を担っている会社がケイエスしらかと理解したのですが、非常に人件費が1億2,600万円ぐらにかかっているという中で、委託費となってきますと消費税も一緒にかかっているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 病院事務局長、鈴木秀一君。

○病院事務局長（鈴木秀一） お答えいたします。

有限会社ケイエスしらかに病院の業務支援を委託するに当たりまして、委託契約を結んでおります。ですので、法定消費税はお支払いしているという状況でございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） ケイエスしらかにつきましては、当初の病院開設、あそこに移転したという段階では、そのまま、以前の病院の臨時職員さんがあちらに行くと。当然、毎日毎日ああいう状況なものですから、医療請求事務から何からいろいろなものが複層的にあったわけであります。そういう方々の、まずはどうやったら保障をできるかどうかということを真剣に考えて、いろいろな形でそのケイエスしらかというものは、どうやってうまく理解を求めながら、そして、その医療スタッフの中の一部として、こちらとして働いていただける環境をつくれるのかということで、私はつくり上げたとき引き継いだところであります。

そのためにも、病院の関係者と行政からも1名出るということで幹部を何とかつくり上げて、いろいろな、これは毎年毎年課題があるべきだと思います。ということは、いろいろな労働基準法の改正から何からどんどんどんどん出てきます。しかしながら、病院経営としては、やはり職員をどうやったら確保していくかという中で、安心して働いていただける環境、事務的な場所もありますし、現場も多分あるかと思います。そういうことをトータル的に考えたときに、ケイエスしらかの在り方というものを考えさせていただいて、毎年、議会にも報告をさせていただいておりますし、状況も報告はさせていただいているはずでございます。

これは、町民の皆さんとともにつくり上げていかなければならない病院であり、ケイエスしらかであるという認識を持っておりますので、そんな考え方の中で取組をさせていただいているというようなことでありますので、この辺については、先ほど申し上げました全部適用であるという企業会計の中での町からのお願いでもありますし、病院というそのものですね、それから、ケイエスしらかを病院としてお願いをしていくということもありますので、この辺についてはご理解をいただくと、そして、ご協力いただくという以外はないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 今の町長の答弁、当然私も理解していますが、そうなりますと、このケイエスしらかの職員の質の問題と申しますか、社員教育と申しますか、病院経営

も含めた形での危機感ということを踏まえた場合に、職員教育をどのようにこれからもやっていくのか、これが大事だと思うのですが、いかがですか。

○議長（今野正明） 副町長、田宮 修君。

○副町長（田宮 修） お答えいたします。

病院事業につきましても、住民サービスを提供するサービス業だと認識してございます。ご利用される方々に対しては、患者様、それからお客様という意識で、相手の立場に立った丁寧な対応をすることが基本と考えますので、病院職員にもそういった意識を持ちながら業務に当たっていただくことが大事かなと思っております。そのためには、ケイエスしらたかの職員につきましても、接遇など、職員研修を実施して人材育成を図っていきたくと考えております。以上です。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 分かりました。頑張っていたきたいと思います。

次に、コロナ関連で質問したいと思うのですが、コロナ病床を確保しているという状況をお聞きしたのですが、コロナについては非常に大事な部分、感染症が回復してからの後方支援病床とか、回復者の転院支援の加算というのが国土交通省から出ているのですが、対応はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） コロナ感染症が終息をするという時期が一日でも早く来れば、今使っている病床を、ベッド2つあるわけですが、どうやって活用していくかということは、このたび総務省から示された内容を検討に入ったときに再度検討できる。

ただ、残念ながらコロナ感染症、まだ4度目の、これは選択にもなるわけですが、4度目のワクチン接種が9月いっぱいかかるだろうということの中ですから、我々として、現時点、推測をして何々に使えますと、検討していますということは、現時点では到底申し上げられるような状況ではないのではないのかなと認識しております。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） それも当然だと思うのですが、将来的には考えながらという計画も必要かなと。

次に、コロナ感染症対応の中で、医療資格者がコロナに感染した場合の労災給付の上乗せ保険というものが出てきていると思うのですが、そこら辺の対応と、コロナに対する、ここに、町長の答弁にもあったように、家族がかかってというような表現があったのですが、メンタルヘルスケアが非常に大事かなと。もうどきどきしながら皆さん従事するような形になっているような気がします。そこら辺を踏まえた場合に、どのような対応をこれからも取っていくのか。図りやすい環境と、今、副町長がおっしゃったとおり、それは病院も含めてだと思うのですが、そこら辺どのように考えているのかお伺いします。

○議長（今野正明） 病院事務局長、鈴木秀一君。

○病院事務局長（鈴木秀一） お答えさせていただきます。

現在のコロナ禍の中での病院業務につきましては、心理的に大変なプレッシャーがかかる中での業務になってございます。

病院におきましては、ケイエスしらすたかも含めまして、全職員に対し、年に一度のメンタルヘルスチェックをさせていただいており、特にハードな数字が上がっているような方につきましては、積極的に面談を受けるようにということで進めたりしているところでございます。

そして、何よりも働きやすい職場環境を構築していくことが重要と考えております。働きやすい職場環境にするためには、良好な人間関係の下、やりがいのある仕事を快適な職場環境の下で働ける環境が整っていることと考えております。

さらに、職員が健康でワークライフバランスが考慮され、福利厚生が充実している必要があると考えているところです。休暇の取りやすさや研修の充実、相談できる窓口など、賃金以外でも条件の職場環境の改善と構築のために取り組む必要があるのではないかと考えているところでございまして、今後、さらに一層、職場環境の改善のため取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 今の話の中に大事なことが1つあるのですが、つい最近も病院事務所内でのセクハラ発言があったというようなお話も聞こえてくるのですが、そこら辺、非常に問題があるのかなど。その発言者はどういう人なのかよく私も分かりませんが、あそこにはケイエスしらすたかの職員も女性の方がたくさんいる中での女性に対する発言だったと聞いているのですが、そこら辺は、今、事務局長がおっしゃったとおり、職場環境をきちんとするという中では、その問題、そういう問題はあつてはならないと思うのですが、そこら辺の発言者に対してどういう対応を取ったのかお伺いします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、議員からのお話は、組織の中で、セクハラかパワハラか私はちょっと分かりませんが、そういうことがあったという事実があったとすれば、これは看過し難い問題だと私は思います。やはり今マスコミ等々でそういう状態がいろいろなところで今報道されておりますが、事実としてそういうものがあつたかどうか。今、議員さんからそういう発言があつたということで、議員さんはそれは確認なされているということだろうと思いますので、これはちょっと私どもとしてもゆゆしき問題だと私は認識します。これに関しては、少し時間をいただきながら、どういう事実が具体的にあつたのか、この辺のことを求めながら、私に報告をいただきながら対応してまいりたいと思います。

この件に関しましては、そういうお話があったような話ということでは取り組めないわけですから、事実として、具体的にこのような発言があって、そして、それが自分にとってどのようなものなのか。それが、例えばこういうことなのです。誰々さんから言われたと。言った本人は全然そういう意識がないと。しかしながら、言われたほうはとても怖かったというようなことでの認識の違いがあって当たり前なのです。そういうことを私としては確認しませんと、とてもここで何々があったというような、今、議員さんからの発言については、そういう発言があったということは受け止めさせていただきます。そういう事実があったかどうかということのこれから確認をさせていただくと。それから対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） ここで質問するということは、ある程度確認した中での話であって、そのことについてどうこう私が言うことでもないのですが、私の最後の質問の赤字縮小ということ踏まえますと、先ほどから私も言っているとおり、職員のやる気といえますか、患者様に対する対応、ニーズ、そこら辺を十分に取り入れた場合には、人口減少の中でも病院経営が成り立つというようなことだと思うのですが、先般、町民の方から、白鷹町立病院のドックは大変いいと。というのは、昔は順番どおりの診察しかしてもらえなかったと。今は順番関係なく終わった人から順番にしてもらえると。非常にありがたいというようなお話が私にも聞こえてきました。ということは、お客さんを満足させること、それが一番大事ななど。

入院患者は、いろいろな患者が少なくなったという中で、保険外適用の検診、人間ドックも含めてですが、そこら辺の充実が非常に経営には一つの考え方としてもあるのかなど。人口減少だから赤字だ、人口減少だから赤字だと、もう日本国中そうですから、その中で、いかに特徴のある、患者様に選んでもらえる病院ということの努力も必要ではないかなど。

その中で検診、人間ドック、それが非常に第二のリピーターをつくる事業の一環であると思うのですが、そこら辺を踏まえた場合の対応を、もったきちんと職員も含めた形で頑張っていたかどうかには、当然セクハラ、そういうのも全然ないような職場環境をよくした中で、人事権についても何か不透明な部分があってはいけないと。やる気のある職員を潰す、潰すというのはおかしいのですが、やる気をなくすようなやり方というのは非常に問題があると思うのですが、そこら辺の対応はいかがでしょうか。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） まず、セクハラという今言葉使われたわけですが、そのセクハラが現実的にどのような状態の中になったのか。セクハラだと受け止める、あるいは、私は受け止めないということもこれは当然あるわけですので、この辺について、今その事実をお話しなされたとすれば、やはり議員からも、その辺については詳しく教えていただ

ければありがたい。これは患者さんに対してのことでしたら大問題です。これはとんでもないお話になりますので、事実として、どういう経過の中でどうあったのかと、こういうまさしく議会という会場の中でこれをお話しなされたわけですから、我々は物すごく大きく重く受け止めなければならないと思っています。

この件に関しては、当然私は知り得ている内容でございませぬので、この知り得ている内容として、セクハラということ、これ一番重い、私は重いことだと思います。この辺について、その言葉がどうだったのかというよりも、本人がどう受け止めたのかということ。いろいろなことはこれはあります。いろいろなこれは事象があるようございませぬから。ただ、町立病院でセクハラが起きたということになれば、職員の中なのか、患者さんなのか、この辺は非常に大きな問題です。この辺については後ほど詳しく話を聞かせてぜひいただきたいと思っていますので、ご協力のほどもお願いを申し上げます。

それから、もう一点は、検診、ドックでございませぬが、ドックについては、今コロナということで残念ながら、そして少なくなっているということでもありますが、検診については、スタッフが短時間の中でできるだけ早く終わらすということなものですから、今は検診センターということで南陽市にあります。県の外郭団体としてありますので、その検診センターと連携を取りながら、検診については、町立病院だけではなく、それぞれの地域まで出向いていろいろな検診をしていくということで成り立っていると認識しているところでございませぬ。

この辺については、ドックについては再度病院で、コロナが落ち着いたときにどうできるかということだろうと思っていますので、この辺については、議員のご意見などもいただきながら取組をさせていただきたいと思っているところでございませぬ。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 検診についても、いつもコミセン単位でやっているようなのですが、だんだん高齢者の方が免許返納となった場合に、どのようにコミセンまで行くかなという悩み事もだんだん出てきているようなのですが、そこら辺も踏まえた場合の総合的な、簡単に今サービスの考え方も含めた形での病院経営というものも一つあるのかなと思っただころであります。

あと、もう一つお聞きしますが、受診予約の状況なのですが、夜中の12時頃行って、また7時頃行って、9時に診察してもらうというような状況のようなのですが、予約制を取っていないのか何なのか分かりませぬが、今もこのような状況の受付方法なのでしょうか。

○議長（今野正明） 病院事務局長、鈴木秀一君。

○病院事務局長（鈴木秀一） お答えさせていただきます。

診察の予約に関するご質問でございますが、現在町立病院では、肝外来や呼吸器外来等につきましては、予約制で受付をさせていただいております。

そのほかは、あらかじめ受付の番号札を取っていただきまして、それで受付の順番を決めさせていただくというような対応を取っております。前日の夜中の12時から番号札を取れるようにしているのですが、外来の先生によっては、短時間で多くの患者様を診察したりという先生もいらっしゃいまして、特に予約制を取って時間を固定して診察をするというような体制もなかなかできないのではないかなと思っております。

ただ、山大から派遣で来ていただいている先生などについては、あらかじめ予約制にできないかというような話をされる先生もいらっしゃいます。患者様が受診しやすいような体制で受付できるように、今後ともやり方については検討して実施してまいりたいと思っております。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 具体的な話は、これから計画の中で立ててもらおうということだと思いますのですが、たしか山形県西置賜地区は重点支援区域に指定なったようですが、それによっていろいろな手当てが出てくると思うのですが、そこら辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（今野正明） 病院事務局長、鈴木秀一君。

○病院事務局長（鈴木秀一） お答えさせていただきます。

重点支援区域というものにつきましては、大変恐縮でございますが、勉強不足でございまして、お答えできないところでございます。

○議長（今野正明） 奥山勝吉君。

○8番（奥山勝吉） 分かりました。そこら辺をまず勉強してもらおうということだと思いますが、重点支援区域になったということのを重く受け止めながら、経営方針などを考えていただきたいと思います。

次に、病院のサイバー攻撃、今話題になったと思うのですが、徳島県つるぎ町の町立半田病院が身の代金ウイルスにかかって2か月営業停止というようなことになったようですが、これ非常に白鷹町立病院でもあり得る問題だと思っておりますが、たしか簡単に、職員の方がメールか何かのやり方とか対応でかかったというような話もあるのですが、この問題について、どのような危機感を考えて持っておられて対応を考えているのかお伺いします。

○議長（今野正明） 病院事務局長、鈴木秀一君。

○病院事務局長（鈴木秀一） お答えさせていただきます。

当院におきましては、電子カルテシステム導入しておりますが、こちらについては院内のみの接続になってございます。インターネット回線とは接続しないで独立し、セキ

セキュリティ対策の基本であるウイルス対策ソフトを毎年更新し、使用させてもらっているという対策を行っております。

しかしですが、昨今のサイバー攻撃の中には、システム業者が行っている、本来では安全であるはずの遠隔ネットワーク保守、いわゆるリモート保守というものですが、これを使ってウイルス対策ソフトもかいくぐるというランサムウェアに感染した例、ケースがあると承知してございます。

当院の電子カルテシステムサーバーには、放射線機器や検査機器などの医療器械のほか、医事システム、財務会計システムなどの各システムを接続しておりまして、メンテナンスやシステム障害の対応のほとんどが業者によるリモートの作業を行っております。このようなことから、他の病院のサイバー攻撃のニュースを受けまして、関係する業者全てに対し、セキュリティ対策の状況について書面で詳しく回答を求めたところでございます。回答としては、ほとんどがセキュリティ対策について問題はないと判断できる内容でございましたが、一部不足しているものにつきましてはリモート保守の休止を求めまして、来院して保守していただくよう依頼するなどの対応を取らせていただいたところでございます。

また、職員につきましても、病院独自の研修を行うなど、セキュリティ対策を強化してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 特に、パソコンを使ったいろいろな事業はこれからどんどん進んでいくと。マイナンバーカードが免許証と保険証と皆一緒になると。そのときにサイバー攻撃が絶対あり得ないなんてことはないようです。必ずあります。それを専門としている人もいますわけですから、当然あつてしかるべきだということ中で、我々がどうやってその保護をしていくかということだと思えます。これは、国策としてマイナンバーカードをそこまで利用していきたいと、個人の情報をそこまで把握したいということですから、これは方策としてやっていくということです。要するに、医学的といいますか、治療的に見れば、同じものを、何ていうのですかね、カメラを取ったり何かする必要なく、この方の今までの既往症から、今使っているお薬から、全部それも一緒にするというようなのです。免許証についても一緒にしてやっていくと。当然それはサイバー攻撃があるというような受け止めはしていく、私はしていく必要あるだろうと思えます。それを防ぐには、やはり我々の能力をはるかに超えているものですし、今、国際的にいろいろなものが、それが複層的に被害があったり、加害者がどこだとかという、いろいろあるわけですから、そういうことは起こり得るという前提で、我々はセキュリティを万全にしていく努力はしていきたいと思えます。ただ、これで万全ということは私は決してないと。この辺については、常に国との状況等々連携を取りながら、情報をいただきなが

ら、そして、民間にお願いするものは民間にお願いしてやっていくしかないだろうと認識をしているところであります。

先ほど議員から予約の話もあったわけですが、私もちょっと病気をしまして、山形の病院に通っているわけですが、半年に1回ぐらいなのですが、予約で、例えば、10時予約に行きますと、自分の番号呼ばれるのが11時半頃と。1時間半待って、実際に先生の前に行って、お変わりございませんかと、お薬どうですかとか。じゃあ、この次カメラしますとか何かって話はあるわけですが、カメラとか何かがあつてそうならいいのですが、薬はこちらで準備しておきますからということで、その薬の処方箋もらってくるわけですが、現実的に、本当に予約というものを、まあ、これはしようがないと思います、交通整理していく上で。当然、救急的なものが中に入るということもあるそうでございますので、この辺は先生から、いや、救急が入ったものですからちょっと席外しましてなんてあるものです。これしようがないと思います。

だから、予約というものは、やはりそれぞれの先生方の考えもあると思いますので、この辺については、どちらが一番いいのかということについては、ただ、専門家、専門的、最近、その診療が専門的で、もう町立病院に行っても、例えば、夜間見えていただいている先生が心臓の専門家だと、先生だとなりますと、どうしてもやはり転送しなければならないとか、そういうケースが非常に多くなってきているということを我々も受けながら、じゃあ、これからどうしていくかという方法は考えていく必要あるだろうと思っているところでございます。

○議長（今野正明） 時間ですので、ここで奥山議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時とします。

休 憩 （午前10時41分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、将来を担う児童・生徒への様々な対策について、5番、丸川雅春君。

〔5番 丸川雅春 登壇〕

○5番（丸川雅春） それでは、将来を担う児童・生徒たちへの様々な対策について一般質問をさせていただきます。

厚生労働省によれば、2021年における全国での出生者数は、速報値ではありますが、84万人と過去最少だったということです。また、総務省が5月4日に発表した15歳未満の子どもの推計人口は、4月1日現在で前年より25万人少ない1,465万人で、41年連続の減少となっており、比較可能な1950年以降で最少を更新し、全国的に少子化が進んでいることが改めて裏づけられました。

本町におきましても、昨年度の出生数が36人と例外ではなく、本町における様々な少子化対策事業やこれにつながる子育て支援事業が実を結び、少しでも出生数が増加することを望むばかりであります。

そして、このような少子化が進んでいる状況下におきましても、本町では、次世代の人材育成として教育の大綱等に基づき、「まちづくり・地域づくりの基本は人づくり、人づくりの基本は教育」ということを基礎とし、「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」の育成に向けた取組を推進してきました。このように、本町を持続可能な地域としていくためには、少子化にあっても将来を担う児童・生徒に対して、健やかに成長していくことを見守りながら、教育現場において、学力の向上はもちろんであります。様々な対策を講じていかなければならないと思われま。

そこで、次の4点について伺いたいと思います。

1点目は、共助社会づくりの醸成についてです。

第6次町総合計画の序論、基本認識の中において、町では、地域づくりにおいては人口減少による地域コミュニティの弱体化により、時代の流れが多様な価値感や個人や個性を尊重する傾向となることで、共助に期待される分野が拡大していると認識されており、お互いさまの心を持った共助社会づくりを進めていくことを課題として捉えておられるようです。このため教育現場においても、この課題解決に向け、こうした共助社会づくりの心を児童・生徒へ醸成していくことが大切と思われま。町の考えを伺いま。

2点目は、学校不適應等についてです。

現在の少子化という状況を考えれば、成長してから社会活動に参画することを避ける傾向になるひきこもりとなることを皆無にしていかなければならないと思われま。このきっかけになる一つと考えられる不登校の現状と改善対策について伺いま。

3点目は、通学路の安全対策についてです。

全国において、大小問わず、児童・生徒が被害を受ける事故の報道があるたびに、またかと思うのは皆さんも同じではないでしょうか。特に記憶に新しいものでは、昨年6月に千葉県八街市で下校中の児童5人がトラックにはねられ死傷した大きな事故があります。この事故を受けて、通路路における危険箇所の点検が全国で実施されたということではありますが、本町での結果と対策について伺いま。

4点目は、4月1日に民法改正で成人年齢が18歳に引き下げられたことについてです。

この改正は、明治以来、約140年ぶりという大変長い時間を経過してのものなので、18歳で成人となることへの自覚を学年問わず促していかなければならないと思われま。そのための対策について伺いま。

以上、4点についてよろしくお願いいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 丸川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員からありましたように、厚生労働省の発表では84万人の出生数というように、あるいは、1950年、私の生まれた年でありますので、私の周りにも同級生がたくさんいたというような思いでございます。あと、私の先輩までは団塊の世代と言われた時代でありまして、それこそ大勢の先輩がおられたというように思っております。

そのような状況で、私も就任以降、健康保険の無料化とか、いろいろな手だてを取らせていただいていたつもりなのですが、残念ながら出生数の増加には結びつくような施策を取れなかったというようなこと。本当にどうしたらいいのかというようなことを、非常に私自身も今悩んでいるところでございます。

山形県の中には、児童・生徒の給食費の無料化に取り組んでいるところもありますが、その地域で人口、出生数が増えているかということ決してそういう状態でない。どうやったら人口減らないような、子どもたちも減らないような政策ができるかどうかということに主眼を置いて、いろいろ取り組んでいく必要があると認識をさせていただいているところでございます。

それでは、質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

本町では、第6次白鷹町総合計画の教育分野における基本目標、「夢を持ち郷土を愛する「ひと」づくり」を根底に、教育は未来への投資という姿勢で、施設整備や人的配置をはじめ、様々な事業を保護者や町民の皆様のご理解をいただきながら積極的に進めさせていただいてきたところでもあります。

学校教育の分野においては、「知・徳・体が調和し、社会の変化に対応できる白鷹の子供の育成」や「自他のいのちを大切に、共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域・人を知り郷土愛を育む教育と質の高い教育の推進」を基本方針に掲げ、保護者や地域の若者が白鷹で子育てをしたいと感じられるような、子どもたちを安心して任せることができる学校づくりに取り組んできたところでもあります。

なお、将来を担う児童・生徒への様々な対策につきましては、教育現場を取り巻く状況のご質問でございますので、詳細は教育長に答弁をいたさせていただきますので、よろしくご理解を賜りたいと思えます。

以上が、私からの丸川議員への一般質問への、その冒頭の答弁とさせていただきますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 教育長、衣袋慶三君。

[教育長 衣袋慶三 登壇]

○教育長（衣袋慶三） 丸川議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、児童・生徒に対する共助社会づくりの醸成につきましてお答えいたします。

地域社会で暮らしていくためには、自助だけでは豊かで有意義な生活を送ることはで

きないものであり、ご近所同士が共に支え合い、助け合いながら、お互いを気遣う共助の心があって初めて安心して心豊かな生活を送ることができるものと考えております。

学校教育における共助につきましては、お互いの立場や役割を尊重し、人の弱さを分かり合いながら相手を思いやり、つながりを持つことが大切なことと捉えております。

町では、「自他のいのちを大切にし、共生社会の実現に向けた教育の推進」を教育大綱に掲げ、いのちの教育を進めております。互いを尊重し合える共生社会を実現するための素地を学校教育の中で学んでおります。例えば、協働的な学びを充実させた各教科の授業、道徳教育による思いやり、他者理解、相互理解を図ること、特別活動における合意形成を図ること、学校行事における集団活動、ボランティア活動など、全ての教育活動において取り組んでおります。

児童・生徒が互いを思いやる心を育むためには、学校のみならず、家庭や地域とともに、思いや経験を共有し、積み重ねていくことが必要不可欠と考えております。地域の子どもは地域で育てるという言葉がありますが、地域の方と接したり地域活動を一緒に行うことで地域とのつながりが生まれます。子どもは、地域の大人や年齢の異なる子どもと関わることで大きく成長してまいります。

地域行事につきましては、ここ二、三年はコロナ禍により開催が難しい状況にありましたが、地域のお祭りなどに参加して地域の一員として認めてもらったり、獅子舞などの担い手となり役割をしっかりと果たすことで褒めてもらったりする中で、地域の方を知り、地域の方に育てていただいております。

こうしたことから、地域への所属感や地域との連帯感が生まれ、共に支え合い、助け合う共助の意識が生まれるものと考えております。

そのため、地域とともにある学校、地域に開かれた教育課程の実現を図るため、令和3年度から学校運営協議会の開催や地域学校協働本部事業に取り組んでおります。学校運営協議会では、学校経営の在り方や教育活動の様子を子どもたちの学びを中心にご理解いただきながら地域と家庭と連携し、納得と実感の伴った生きる力を育むための協議を行っております。地域の実態に応じた取組になるには時間を要するものと考えますが、地域、家庭、学校が子どもを中心に置いて、その思いを共有し、共生社会の実現に向けて心を育む教育にしっかりと取り組んでまいります。

次に、不登校の現状と改善対策につきましてお答えいたします。

不登校状態にある児童・生徒につきましては、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、生きづらさや孤立の中で日々葛藤しております。誰にとっても安心して過ごせる場所、自らの役割を感じられる機会、ほかの人とのつながり、そういったことがあることが生きていくための基盤となることから、そうした場所や機会を得て、それを積み重ねていくことが回復する道になるものと考えております。学校では、児童・生徒一人一人の生きづらさや保護者の思いに寄り添うことを一番大切にしております。

学校における不登校の現状につきましては、年間30日以上欠席を不登校児童生徒と捉えており、令和3年度の不登校児童生徒の数は、町全体では20名であり、その内訳としては、小学校4名、中学校16名となっております。過去2年間の状況と比較しますと、令和元年度の16名、令和2年度の11名に対し増加傾向にあり、課題として捉えております。

学校に足が向かなくなる要因として、小学校では個別支援を要する児童の困り感が大きくなっていることや、中学校では個人の持つ特性による困り感、生活リズムの乱れ、メディア使用の影響、人間関係づくりの困難さなどが要因として考えられますが、それぞれが抱えている課題は様々であり、1つの要因だけではなく複雑に関連しているものもあり、断定することは難しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、学校では、児童・生徒の居場所やほかの人との絆づくり、心が通い合う学校づくりに力を入れております。また、幼児施設、小学校、中学校と家庭が連携し、愛着をキーワードとし、自立する子どもを育てていくことを確認しております。

町では、学校生活支援員11名を配置し、児童・生徒の困り感に寄り添う個別支援を行うとともに、不登校・不適応児童生徒の対策として2名の教育相談員を配置し、適応指導教室の指導に当たっております。さらに、町独自のスクールカウンセラーの配置を継続し、不登校・不適応児童生徒やその保護者に対するカウンセリングを行っております。このほか、教育相談定例会の開催や指導主事の学校訪問により、学校と教育委員会の連携を密にし、教育相談員やスクールカウンセラーなどにより一層連携を図りながら、一人一人の実態に応じ、社会的な自立、進路支援、個別の対策を進めていくことで不登校・不適応児童生徒の減少につなげてまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全点検につきましてお答えいたします。

平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本町では、同年8月に関係機関と連携し、各小学校の通学路における緊急合同点検を行い、必要な対策内容について協議してまいりました。

また、平成25年には、通学路の安全確保に向けた取組を強化するため、関係機関との連携の下、白鷹町通学路交通安全プログラムを策定しております。現在このプログラムに基づき関係機関が連携し、児童・生徒が安全に通学できるよう日々の安全確保に努めております。

このほか、関係機関とのさらなる連携強化を図るため、長井警察署、置賜総合支庁、駐在所、町内小学校、町の建設課、町民課、教育委員会を構成メンバーとする白鷹町通学路安全推進会議を立ち上げ、毎年、危険箇所の把握や改善に努めております。

令和3年度には、各小学校における通学路の危険箇所について、交通安全の視点と生活安全、防犯の視点から、町内の17か所について報告をいただいております。報告のあ

った17か所のうち、危険優先度の高い7か所について、長井警察署、置賜総合支庁、町内小学校、町の建設課、町民課、教育委員会による合同点検を実施しております。

加えて、令和3年6月の千葉県八街市での事故を受け、同年8月に発出された文部科学省通知に基づき、各学校へ再度の確認を依頼してきました。文部科学省通知に基づく追加の箇所を含めた危険箇所8か所のうち、優先度の高い5か所について対策を講じているところです。残り3か所につきましても、直ちに改善を要する箇所ではございませんが、引き続き点検を実施してまいります。

今後におきましても、通学路の安全を確保するため、毎年の合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果検証などを行いながら、さらなる改善、充実を図ってまいります。

次に、成年年齢18歳への引下げに伴う自覚を促す対応につきましてお答えいたします。

民法の改正による成年年齢18歳への引下げや公職選挙法の改正による選挙権の18歳への引下げにつきましては、社会参加を促す大きな転換期と認識しております。

学校教育におきましては、平成29年改訂学習指導要領において、主権者教育について明記されているとともに、政府広報には、国政に係る重要な判断に参加できるようになったことに加え、権利が与えられ、責任を負うことについて明示されております。議員ご指摘のとおり、18歳で成人となることについて、おのおのが自覚を持てるよう指導していく必要があります。

学校におきましては、国や社会の形成者として主体的に社会に参加しようとする態度を育成することを狙いとし、学校教育全体において指導がなされております。例えば、課題解決に向けて根拠を持って意見を述べ、その意見をすり合わせるなど、合意形成能力を育むことを目的とした学級活動での話し合いをはじめ、発達段階に応じた指導を実践しております。

このほか、選挙についての出前授業、また、裁判の仕組みについて学ぶ機会を設けるなど、社会と結びついた具体的な場面を学習の題材とした学び、さらには消費者教育、金融教育も行っております。また、児童・生徒にとって身近となっているメディアとの付き合い方を指導する際にも、著作権、肖像権、個人情報といった権利侵害に関する指導にも取り組んでおります。

18歳で成人を迎えるに当たり、日本を支える主権者として情報を正しく収集し、的確に読み解き、考察し、判断を下せる政治的リテラシー、政治的判断能力を醸成することが最も重要であることから、学校との共通理解の下、様々な機会を捉えた不断の取組を実践してまいります。

以上、丸川議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 6月に入り、新年度新学期がスタートしまして2か月余り経過したわけでありましたが、本当に新入学されました児童・生徒の皆さんは、ようやく新生活に慣れてきた頃と思っております。

そして、先ほど教育長の答弁の中に、昨年度よりコミュニティ・スクール制度導入されまして、本当に地域とともに歩む教育というものが強化されてきていると認識しておりますが、こうした子どもたちが地域という組織も含めまして、あらゆる組織体においてお互いさまの心を持って支え合うためには、組織の中での様々な意見があるわけでありましたが、その意見を尊重して、自分ばかりの意見を通そうとしないで、お互いさまの心を持ってお互い尊重し合うことが大切と思われまます。そのような自分の意見を通そうとすることは、低学年になればなるほど強い傾向が見られると思われまますが、今現在の小学校低学年の児童の皆さんのそういう状態については、どう把握されておられるか伺いたいと思ひまます。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

小中学校につきましては、6歳から15歳まで発達段階の異なる年代が、諸活動を通して関わる中で社会性を身につけていくものと認識しているところでございます。

発達段階からすれば、小学校低学年は社会性を徐々に身につける段階であり、自己中心的な考え方になることも多く見られます。他者の立場や視点で物事を考えることができるようになるのは小学校高学年の段階で身につくものとされており、学習指導要領に示される学習内容につきましては、発達段階を踏まえ系統立てた設定がなされております。例えば、特別活動の中でも、集団的、自治的な活動である児童会活動では、4年生以上の高学年において参加することが一般的とされておりまして、低学年の段階では学級内の係活動や清掃での役割を担うこととなります。諸活動において、リーダーやフォロワーなど、様々な立場を経験することは、他人を尊重する心を育むに当たり大切な学びの機会になるものと捉えております。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） ただいま次長から、小学校における児童会活動というのが出ましたが、こうした、中学校においては生徒会活動、あるいは、小学校、中学校においても運動会等の多学年にわたる学年をまたいで行う行事、活動というものが、本当に共助社会、これから組織の運営を学ぶ大変有効なものと思われまます。

しかしながら、今後少子化が予想される中での、こうしたそれぞれの中学校、小学校における多学年にわたる活動における課題というものをどう捉えておられるか伺いたいと思ひまます。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

運動会などの多学年の取組につきましては、児童生徒数が減少する中であって、男女の偏りや活動の種類が限定されるほか、現在コロナ禍により運動会の運営や競技等が制限されるなど、課題が生じているものと認識しているところでございます。

また、児童生徒数が減少することで、集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験が乏しくなることから、社会性やコミュニケーション能力がつきにくくなることも課題として捉えているところでございます。

これらの課題解決に向けまして、自己の表現や発表の機会を学校生活の様々な場面で設けることにより、自分の考えや感情をしっかりと表現することのできるたくましい心を育てまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） コロナ禍ということで、本当にそういう活動に対しては制限されると思いますが、そして、今、次長より、お互いを尊重する、これは本当に共助社会には大変大切だと思いますので、生徒・児童が少人数になっても、お互いが切磋琢磨して成長していくことを願うばかりであります。

そして、共助とは、やはり災害が起きたときに大変重要になってくる言葉だと思います。これからも自然災害が頻発化しやすくなるのが考えられ、小学校においては高学年児童から中学生が地域の一員として、これらの自然災害等が発生したときに的確な判断をし、そして自分の、自助といいますか、自らの安全を確保しながら、その災害の状況に応じた救助活動へ、地域の人たちと関わりながら少しでも協力しようとする心も大切かと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

災害などの有事の際におきましては、有事だからこそ身近な人々の助け合いが重要になってまいります。苦しいときこそ頼りになるのは地域の助け合いであり、子どもどものときから助け合いの精神や地域の一員であることを認識することは、大切な学びの一つと捉えております。こういった助け合いの精神につきましては、地域の大人が率先して互いに協力し合い、地域の課題解決に取り組んでいる姿を子どもたちに示していくことで自然と身につけていくものと考えているところでございます。

また、学校生活においても同じでございまして、誰もが弱さや息苦しさを抱えていることを理解した上で、お互いさまの心を育てていくことが成長過程における大切な学びであると考えているところでございます。地域における様々な行事や集まりに参加することで自分が生活している地域を学び、コミュニティーの大切さを肌で感じることで、自分も地域の一員であり、地域の一員としての役割を自覚し、地域社会の発展のために行動できるようになるものと考えているところでございます。

今後におきましても、地域コミュニティーのつながりを子どもたちが身をもって感じ

られるよう、地域行事への積極的な参加を促してまいりたいと考えております。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 物すごく大事な部分が含まれておりまして、多分皆さんも行かれたかと思うのですが、石巻の大川小学校ありますね。東日本のあの大きな地震があったときに、3月11日はまだ寒かった、雪が斜面にもあったとお聞きしていますが、全員あそこに集まって、次の行動を取る前に、それは大分時間あったようなのですが、北上川に津波が押し寄せてきて、あの学校はもうほとんど全滅状態と。子どもたちも相当の方が亡くなられたと、先生も亡くなられたというようなことでございます。

やはりそれぞれの地域の課題というものあって、地域の問題というものがあるべきだろうと思います。例えば、どこどこの学校であつたら早く避難をするというようなこと。その避難するときに初めて、自分の友人なり同級生をどうやって一緒に避難をするかとか、そういうものが重要です。

白鷹町の今の学校の中で、すぐ危険というようなことは今のところはないと認識はしておりますが、私はゼロではないだろうと常に思っております。そういうところを念頭に置きながら、子どもたち自身にもそういう意識を持ってもらって、やはりその際の仲間を大事にしていくということが、私は意識づけをしていくべきでないのかなということを、実はあそこに私は2度ほど行っているのですが、つくづく行くたびに、あまりの規模の大きさに驚くというようなことはもちろんですが、子どもたち自体にそういうことを、やはり我々認識していくような教育といえますか、教えるということが大切なのかなと思っているところでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 本当に、今、町長から大川小学校のお話を改めてお聞きしまして、本当に自助ということが一番大切なかもしれませんが、やはり自助に通じて公助というものも、これがなければ本当に災害のときは一番だと思います。本当にコミュニティーの大切さというものは、災害のみならず、普通の生活でも考えられるわけでありますので、本当に地域課題を見据えながら、そういった子どもたちが大きくなって共助という、お互いさまという心を持ち続ける教育というものをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、不登校・不適應等についてであります。先ほど答弁の中に、不登校の生徒、全体で20名と、それぞれ小学校4名、中学校16名と答弁ありましたが、この割合というものはどうなっているか伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

令和3年度の不登校児童生徒を割合で表わしますと、小学校ですと0.7%、中学校で4.5%となります。結果として、中学校のほうが高い割合となっております。

なお、小学校、中学校合わせた全体では、2.1%となるものでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 全国的に見ても、令和2年のデータであります。大体似たような数字となっておりますが、そしてまた、この不登校30日に満たない不登校傾向となる状況についても伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

不登校の基準には満たないものの、なかなか学校に足が向かないお子さんや不適應を示すお子さんにつきましては、学校での見取りの中でその兆候が見られた際には報告をいただいているところでございます。

近年の状況としましては、令和元年度では、小学校6名、中学校が6名、翌令和2年度につきましては、小学校で23名、中学校が13名、昨年度、令和3年度につきましては、小学校で17名、中学校で7名となっております。

不登校や不適應を未然に防止するためには、通常に登校しながらも保健室利用が増えたり、登校時の渋りの兆候が見られたりした児童・生徒を早期に把握し、初期の段階から子どもの困り感に寄り添いながら丁寧な対応を行うよう、各校に指導を行っております。そういったことで、しかるべき対策を実践しているところでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 不登校傾向となると人数が増えるのは致し方ないと思いますが、そして、こうした不登校傾向になるということは、誰にでも起こり得るものだと考えながら対処しなければならないと思われま。この子は絶対ならないということは絶対100%ないと思いますので、こうしたことを考えれば、やはり表情、最初が肝心ということで、家庭と学校の双方の情報の共有とか、あと、何かあの子という教職員間の連携、そしてまた、今コロナ禍ということでマスクされておられますので、そういうマスクの中での表情を読み取るということは大変なかなか難しくなっておると思われますが、そのような、その読み取るといいますか、表情、連携、職員同士の連携という対策といいますか、その辺をどうなさっているのか伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

ただいま議員ご指摘のとおり、コロナ禍においてマスクを常につけていることから、状態の変化に気づきにくいことが懸念されております。授業で実際に指導する教職員からも、表情を読み取ることが難しい場面やはっきり聞き取れないこともあるとの報告をいただいているところでございます。

困り事を抱える児童・生徒の発するサインは様々であり、例えば、目線やうなずきなどの顔に現れるサイン、背筋や立ち姿、歩き方などの姿勢に変化が現れる場合もござい

ます。学校では、周りの友達の様子や会話の内容など、サインとなり得るたくさんの情報を基に児童・生徒の理解に努めているところでございます。

こういった小さなサインを見逃さないよう、先生方にはチームとして複数の目で見守り、アンテナを高く張って過ごしていただくことをお願いしているところでございます。引き続き、情報の共有を職員同士で図り、共通実践を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） やはり本当に何回も言いますが、最初が肝心だと思いますので、家庭と地域も含めて、学校との本当に連携、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、現在、荒砥小学校以外の小学校全ての学年が単クラスということとお聞きしておりますが、先ほども教育長の答弁の中に、要因として考える、不登校ぎみになる人間関係づくりの困難さと認識している場面とありましたが、小学校時代で単クラスということで、そしてクラス替えも経験したことがない子が、中学校で人数が増えることにより戸惑いも生じることが考えられるわけであります。それを少しでも防ぐためといひますか、コロナ禍でありますが、小学校時代といひますか、入学する前に様々な交流を持つことも必要かと思ひれますが、いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答ををいたします。

現在、荒砥小学校以外につきましては、小学校については全て単学級の学校であり、クラス替え等がないままに卒業を迎えることとなっております。中学校で初めて複数学級となり、たくさんの友達と出会い、刺激を受けながら学びを始めることとなります。

中学校への進学により直面する集団の変化によるギャップを少なくするため、各校との交流を目的とし、町陸上大会、町水泳大会、若鮎マラソン大会、芸術鑑賞教室などの町内全体で行う活動を多数実施しているところでございます。

また、町内のスポーツ少年団につきましては、校区を越えた入団を受け入れている団がほとんどでありまして、様々なつながりづくりに寄与しているところでございます。

引き続き、各校の交流や小学校区を越えた取組を推進してまいりたいと考えているところです。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 先ほど申し上げましたが、私1950年生まれの、昭和25年生まれのかなりの高齢者ではございますが、私、十王小学校の卒業生なのですが、十王小学校は全て、私の知っている以上は全部単クラスでございました。非常にいいこともありますし、今、議員からおっしゃられたことも、ああ、なるほどなということをつくづく感じさせていただきました。

先輩と、あるいは後輩とのつながりという中では、意識づけといひますか、地域の意

識づけは絶対に負けないものを先輩から教わったなど、また後輩にもそれは言ったなど覚えてはおりますが、やはり単クラスとなりますと、もう、いろいろ教科があるわけですが、この教科のトップはもうこの方だなど、この教科のトップはこの方だなどということ、私も言われてみれば感じていました。

それから、もう一つは、運動の得意な方はもうこの方だなど。あの小さなグラウンドで走ったりしたわけですが、そのときはやはり100メートルの速いのはこの人だなど、200メートル速いのはこの人だなどというのは、初めからもう決めてきたということがやはり単クラスといいますか、非常に逆に向上心というものが少なくなったのかなと思いますが、先ほどお祭りとか何かいろいろお話あったわけですが、そういうものにまとまるというときには、もう行かないと悪いような、そういう地域の結びつきというのはすごくあったなと思います。

その後、十王小学校卒業してから荒砥中学校に入学をさせていただいたわけですが、その当時、250から300近い人数だったのですが、我々はほんの一握りしかいなかった。50人弱でございますので、一握りしかいなかったのですが、そのときどう思ったかということ、私は素直な気持ちでその当時からさせていただいたのですが、そのとき一番の思いは、荒砥の連中に、まあ、言葉大変悪いですが、荒砥の連中に負けていられるかというようなことが、私にとりましては非常に私をいろいろな形で、自分自身としていろいろなものに立ち向かっていく原動力になったなということは今思っています。今はもちろんそういうことは、今といいますか、この年になりますと、当時の同級生、荒砥中学校での同級生とはみんな仲がいい、そして、もっと会いましょうなんていうこと言っているのですが、なかなかお互いに病気持ちになりまして会えないという状態が続いておりますが、やはりその状態状態をうまくリードしながら、やはり単クラスは単クラスでいいところあると。

残念ながら、複式学級になるとちょっと厳しさがあります。これは複式学級を経験なされた方とも私は何度か話合いをいたしました。その方がおっしゃるには、非常に課題があり過ぎると。私もやはりそれはその方から聞いて感じております。地域性がまず非常に少なくなりますし、社会性も非常に少なくなると思いますか、立ち向かっていく気持ちというのですかね、それが非常に失われていくのだなということを感じておりますので、今の我が町の実態を考えますと、やはり課題はたくさんありながらも、何とかそれぞれの今の小学校で、単クラスでもこのまま維持していただければありがたいなという期待は大きく込めているところであります。ただ、やはり複式学級というものであるときには、これはいろいろ検討は必要かなと認識をしているところでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 町長の体験お聞きしまして、やはり長所、短所、それぞれの単クラスにおける短所、いろいろあるわけでありまして。複式学級となれば、違う年代の方が一

緒にこうするという事で本当に大変だと思いますので、それにならない人口維持、本当に願うばかりであります。

続きまして、通学路の点検についてであります。本町におきましてはスクールバスが整備されているわけですが、児童・生徒の利用されている人数、割合について伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

令和4年度における町内小学校のスクールバスの利用児童数につきましては、児童総数4校で572人に対しまして221人がスクールバスを利用しているところでございます。利用率といたしましては38.8%になってございます。

中学校につきましては、生徒総数358人に対し237人が利用をしているところでございます。利用率としては66.2%となるものでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 分かりました。

各小学校の徒歩通学の場合であります。まず、通学班で行っているかまず伺いまして、もし行っているとすれば、全ての小学校で通学班で行っているとすれば、少子化の影響により低学年だけの歩きの通学班も出てくると考えられるわけですが、それらについての安全対策も必要になってくると思われますが、これについていかが思われるか伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

町内の小学校では、全ての学校で通学班での登校を行ってございます。

通学班につきましては、基本的に近くに住んでいる児童で構成するために、人数や学年は偏りが出てしまう場合もございます。そのため、児童生徒数の減少の影響などもあり、議員ご指摘のとおり、低学年のみで構成せざるを得ない通学班も実際にございます。

そのような通学班に対する対応といたしましては、低学年のみとなってしまう区間で保護者の方に付添いをいただいたり、学校を通して保護者の方と教育委員会で個別にご相談をさせていただき、心配なケースに関しましてはスクールバスを利用させていただくなど、きめ細かな対応を行っているところでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） スクールバスも、そういう例外もあるとお聞きしまして、本当にありがとうございます。

昨年、令和3年度の冬といたしますが、大変豪雪ということで、本当に本町の除雪費も高額になったと認識しているわけですが、冬期間のこうした通学路においても大変雪の問題あると思いますが、通学路の歩道除雪についてはどうなされているのかを伺

いたいと思います。

○議長（今野正明） 建設課長、菊地 智君。

○建設課長（菊地 智） お答えいたします。

冬期間の歩道除雪でございますが、延長で約25キロほど実施しているところでございます。この除雪につきましては、16の区の皆様と委託契約を結んでいただきまして、地域の方々のご理解、そしてご協力をいただきながら実施をさせていただいております。

出動の基準としましては、降雪量が10センチであるとか、15センチであるとか、そういったものを設けながら、地区の判断によりまして出動をいただいております。

また、去年は大変雪も多かったということもございまして、歩道と車道の間に雪がたまるという状況も見受けられました。そのような状況については、地域の方から連絡をいただいたり、あるいは、我々のパトロールで現地確認をしたりしながら、危険であると判断をした場合には業者の皆さんに排雪をお願いするなど、そういったことで安全対策を取らせていただいたところでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 昨年度と違いますか、この冬、本当に日中も積もってしまって、生徒・児童の下校時間にもそういう状態になってしまうということも何日か、普通の年だったらそんなにはないはずなのですが、この冬は大変日数にしてあったと思われまして、そうした場合の歩道除雪についても、より充実したものになることをお願いしたいと思います。

続きまして……。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 歩道除雪について、議員ご指摘のように、昨年は、下校時に歩道が確保されていなかったということがあったということを私も聞き及んでおります。私どもとしては、できる限り登下校に間に合うような歩道除雪をお願いしているわけですが、ご案内でありますとおり、実際にやっていただいている方は地域の方々をお願いしているわけですが、その方々自体も、もう去年は回らなかったと。もう自分のうちですら掃けなかったというような状態がありました。その担当なさっている方ももうしようがないと、誰もする人いないから俺するしかないのだというような気持ちで頑張らせていただいている結構高齢者の方が多いということで、ぜひ、この辺はどういうような対応がベストなのか。我々としても歩道除雪はやりたいと、もっと守っていきたく思っておりますが、ぜひ皆さん方からも、いろいろそういうお知恵を出していただき、地域の課題としてぜひ捉えていただきたいと思います。一時、我々は各除雪業者さんをお願いしようかとも考えたのですが、除雪業者さんですら歩道除雪と言われると、なかなか行かないというようなこともありました。

それから、最近、私に来ているのは、昔はそれぞれのご家庭の中で庭木、自分のうち

にある木ありますね、それが、それなりに皆さんきれいにカットをするなり、剪定をやっておったのですが、最近、もうおひとり暮らしとか、そうなってくると、なかなかきれいにそれをカットすることができないということで、それが通学、通行の支障になっているというケースが非常に多いと。年に1回は我々も交通安全協会にお願いをしまして、確認をしてほしいと。そして、切るようにお願いしたいということなのですが、手が回らないというのが実情でございます。この辺についても、やはり議員さんの皆さんからいろいろ情報を取っていただき、地元のことを、そして、いろいろな知恵を出していただければ、私にとってはそれに対応するよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 地域課題におきましては、本当に様々な連携をしなければいけないということを改めて感じたところであります。

続きまして、安全対策についてであります。通学路に近接します貯水槽についてありますが、無蓋の貯水槽も通学路に存在すると思われま。

そして、今年3月定例会の当初予算審査におきまして、有蓋化を今後は2か所を想定して計画していきたいということでありました。それを含めまして、本当に今後有蓋化を検討する場合、通学路の安全対策という観点も入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） お答え申し上げます。

まず、通学路に隣接するというお話ございましたが、先般、県で消防水利施設におきまして転落防止対策の状況調査を実施したところでございます。これにつきましては、本年4月に宮城県内で農業用ため池に転落された小学生が亡くなったということを受けての調査でございましたが、我が町におきましても、再度確認をしたところでございます。

町内の防火水槽につきましては、消防分署で消火栓とともに年に1回点検を行っているところでございます。ほとんどの箇所転落防止柵あるいは金網等の設置の安全対策はされていると認識をしておりますが、子どもたちが外で遊ぶ場合は、通学路に限らずいろいろなところに行くわけですので、全ての施設について点検していく必要は今後ともあるという認識をしております。また、修繕等につきましても、地区からの要望によりまして、材料を支給させていただいて補修をお願いしたりということもさせていただいているところでございます。

一方で、無蓋の貯水槽ということでございますが、今現在、町内には105か所ほどの無蓋の貯水槽がございます。各地区から有蓋にという要望をいただいているところでございますが、周辺水利の状況、渇水期の場合どうなるか、積雪の状況でありますとか、既存の消火栓との兼ね合い、様々な状況を勘案しながら優先すべき箇所を判断させてい

ただいているところでございます。現在のところは大体年間2基ほどの整備ということ
でさせていただいておりますが、今後、無蓋貯水槽を有蓋ということだけでなく、消火
栓に変更するという事なども含めて考えながら、安全で管理しやすい水利確保に努め
てまいりたいと考えております。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、総務課長が答弁させていただきましたとおり、これは105か所
の無蓋貯水槽を有蓋貯水槽にすると。毎年2基ずつやったとしても50年です。これでは、
もう到底安全というものは確保できないだろうと思っています。今、有蓋貯水槽を造る
に1,500万から2,000万円の間ということです。あとは、消火栓は大体150万から200万円
ちょいぐらいです。

それでいきますと、私としては、消火栓の増設といえますか、整備をやっていくべき
だと思っておりますが、やはり消火栓はそもそも水道との連携でございます。その埋設
されている管が小さい管であれば、これは到底できないということもありますので、こ
の辺については、いろいろこれから調査をさせていただきます。やはり経費をできるだ
け少なくして箇所数を増やして、そして、初期消火に役に立つようにしてはどうかとい
うことで今考えておりますが、この辺については水道事業所の協力もいただきながら、
当然、建設関係もいただきながら、安心安全というものを確保していきたいと考えてい
るところであります。以上であります。

○議長（今野正明） 以上で丸川議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午後0時02分）

再 開 （午後1時15分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、経営所得安定対策の大幅変更に対する対応について、2番、金田 悟君。

〔2番 金田 悟 登壇〕

○2番（金田 悟） それでは、経営所得安定対策の大幅変更に対する対応について一般
質問をさせていただきます。

農林水産省は、令和4年度より、経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金につ
いて大幅な変更を打ち出しました。その変更内容は、交付対象水田要件でありまして、
第1に、湛水設備、畦畔等や用水路を有しない農地については交付対象外となる。2つ
目は、今後5年間、令和4年から令和8年度で一度も水張り、いわゆる水稻作付が行わ
れない農地については、令和9年度以降交付対象としないとするものです。

特に、その第2の要件が生産者にとっては誠に厳しい内容となっております、蚕桑

地区を中心に、約20年以上前から国なり県の水田畑地化事業を積極的に取り入れ、暗渠排水対策などを講じて大豆などの栽培に大規模に取り組んできた経緯があります。

蚕桑地区の水田畑地化事業で取り組んだ面積は約40ヘクタールございます。蚕桑地区水田面積の約8%に相当しますが、その後、転作面積の拡大とともに独自の排水対策などを講じて、令和3年度の作付面積は大豆40ヘクタール、ソバ50ヘクタール、エダマメ36ヘクタール、牧草88ヘクタールなどとなっております。全てが水田活用の直接支払交付金の対象とはなりません、白鷹町全体では480ヘクタールの実転作が実施されております。

現状を見てみると、水稻を作付できる水田に戻すには大変厳しい状況となっております。仮に戻す場合は膨大な復田費用、畦畔の復旧などの工事が必要となってくると思われれます。

農家の経済そのものは、昨年12月一般質問にも指摘をさせていただきましたが、米価の大幅な下落及び転作物の価格安、燃油を含めた生産資材の高騰などにより、過去に例を見ないほど厳しい状況が続いております。

さらに、このたび水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されるようなことになれば、大きなダメージを受けることが必至でございます。そして、農業経営の存続が危ぶまれます。令和8年までの間に何とか打開策を見いださなくてはなりません。あと5年、されど5年、もう待たないです。早急に対策を講じないと、あっという間に5年は過ぎ去ってしまいます。

農業者及び農業者団体は、米価の下落を解消するために、山形県から提示された生産の目安を達成していく取組を着実に実践しております。また、転作の重点作物であるエダマメなどの園芸作物の高品質生産及び有利販売に向けて努力していることも承知しております。

転作の団地化等については、様々な事情があるため地区により異なりますが、地域の合意形成を図りながら生産性を改善し、所得の向上を目的に進めてきました。これから新たな転作の団地化を図る場合などは、地域の担い手の認定農業者である農業法人などの農業者のみで実践していくことはできないと思われれます。

作物の選定、販売戦略などは、農業者及び農業者団体が判断していくことと思いますが、そこには必ず農地及び水利を有効に活用していくために、地域の合意形成、地権者なり関係者の合意などがあります。加えて、基盤整備、排水対策などが必要であり、新たな負担が発生することが考えられます。

今後の生産体制を維持していく取組については、農業者及び農業者団体が主体的に考え実行していくことを基本とし、町はそのために必要な支援を行うことが望ましい姿だと思います。

このたびの大幅な要件変更による具体的な実効性のある対応については、主導的な立

場である白鷹町に、今まで以上の覚悟と取組が求められると思います。白鷹町として、現状の認識を含めたこのような要件変更になった背景の説明と、山形県及び国に対し、最低でも第2の変更内容については到底納得いくものではないため、あらゆるチャンネルを駆使して白紙撤回するための要望活動などをしていただきたいと思います。

そのようなことを含めて、今後どのような方針で対応していくのか、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 金田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、その前に、今、金田議員からご質問ありました前段の内容については、私も同じ考えを持っているものと思っております。農業はもちろんのこと、本当に主食である米の将来は全く見通せない状況になるのではないかと不安を持っていることも事実でございます。

そういう前段であります、ただ、ちょっと内容的に私どもも違うなと思っておりますことは、この件については、農林水産省のご指導は当然あるわけでございますが、山形県においても、山形県本体がこの生産の目安というものを決めているものではないと。山形県農業再生協議会がしているものであって、我が町にとりましても同じ農業再生協議会、私自身が会長を務めさせていただいておりますが、議会からも入っていただいておりますし、農業委員会からも入っていただいております。そういう組織体で目安をつくるということであります。これは何のことはない、主食の米があまりにも余るということであります。特にここ数年、特にコロナが始まって以来、米の消費量が激減しております。私どもが、昭和45年、減反政策が始まったときに、大体1年間の1人の消費量120キロと言われておりました。今、50キロと言われている状況でございます。それに、外食産業ではほとんど今まで交流がなかった、食べなかったというような状況の中で、米余りをどうしていくかということが最大の原因ではないのかなと。金田議員おっしゃることは十分私も分かりますし、そのような運動を、もう私自身もやっておりますが、まずはその前段をご理解いただいて答弁とさせていただきたいと思っております。

ご質問にありました農林水産省の水田活用直接支払交付金、経営所得安定対策というものであります。この概要についてもう一度確認をさせていただきたい。

このたびの見直しにつきましては、新市場開拓用米、いわゆる輸出用米の生産における複数年契約加算の創設や地力を増進させる作物による土づくりの取組に対する支援の創設など、これまでより拡充される部分もある一方で、交付要件につきましては、全体的に生産者の皆様方にとりまして、特に我が町、私は我が町ということをおっしゃっていただきますが、我が町にとりましては、こんな厳しいこと本当にできるのかというような思いを持っているところでもあります。

まず、見直しの要点3点ほどあるわけですが、1つは、先ほど議員がおっしゃられましたように、令和4年度から令和8年度までの今後5年間で、一度も水張り、要するに、田んぼに水を入れて米を作れる状態をしなければ、水稻作付が行われなかった場合には、令和9年度以降この制度には乗れないと、対象から外すということでもあります。

2つ目は、多年性牧草につきましては、種まきから収穫まで行う年は、現行どおり10アール当たり、1反歩当たり3万5,000円の支援をするということですが、収穫だけを行う年は10アール当たり1万円に減額をするという、本当に厳しいものと思っております。

3つ目は、飼料用米、それから米粉用米の複数年契約加算につきましては、令和4年生産分以降の契約は交付対象外とし、また、令和2年産、それから令和3年産の契約分も交付単価を10アール当たり6,000円と、従来の半額にするということでもあります。

かつては、私が転作確認に行っている頃は、1俵2万円の時代も、2万円を超えるような時代もありました。今は8,000円と言われるような時代になっております。それでも米作りをしなければならないという我々の今環境にあるということ。本当に、これから私どもの町の大事な水田を守っていけるのかどうか、本当に厳しいなと認識をしているところでございます。

特に影響が大きいと考えられるものは、今後5年間に一度も水張りが行われず、要するに、田んぼに変えるということですが、それを水田活用直接支払交付金の対象にはしないと。それから、今、休耕になっている、そこに例えば牧草をして、牧草は私どもは特に耕畜連携ということで推奨もしてきましたので、そういう状態も一度水張りをしないと、田んぼに変えないと駄目だというようなことでもあります。

また、今、議員からありました湛水設備あるいは排水設備などの有しない農地を交付対象水田から除くというルールは、平成29年度からもう既に決められておったというようなことですが、私自身はそこまでの認識はなかったというのが本音でございます。そして、そういう決まったことを、決まっていることを徹底をしながら水張りをするという要件で、農地の畑地化を年ごとに転作する区画を入れ換えるブロックローテーションの構築に向けた検討を促すというのが、国で示す内容になっているということでもあります。

このようなルール設定の背景につきましては、先ほど申し上げましたように、食料自給率、食料自給力の維持向上を図るため、需要が継続的に減少している米から需要のある麦や大豆などの他の作物の本作化へと転換を図るための施策であり、既に畑作物等の生産が定着している農地は水田とみなさないようにするための措置ではないのかというような思いも持っているところでございます。

特に、皆さん、生活の中で感じられていると思いますが、やはりロシアのウクライナ侵攻によりまして麦がほとんど動かないと、入ってこない。もう全ての食料の関係の

ものが、値上がりでございます。生活を圧迫するような要因であるということですが、片や、米については値下がり。到底、私としては、どういうことなのかも理解もできないぐらい残念な気持ちでいっぱいであります。やはりこれに関しましては、水稻、米をもっと同じような利用ができるように研究を進めるべきではないのかということも、会議では申しておりますが、なかなかそこまでには、いろいろな成分のものもあつてできないらしいというようなことはお聞きもしておりますが、ただ、大きな課題であるところは間違いないと思っているところでございます。

特に、この米につきましては、食料自給率を高めるためというよりも、生産を高めるため、食糧管理法の中に決められた、昭和17年から続いているというものであります。これは食糧管理法という、誰も、それぞれ個人で売買をしたり、そういうことはできない。食糧の管理をしたと、主食の管理です。そういうようなことを踏まえながら来たわけですが、どんどん増産で来たものが、昭和40年前半において米余りが生じてきたということと、もう一つは、食糧管理制度、要するに、国で買入れるものと国が売るものとの差額が出てきたと、逆ざやと言われているものであります。そういうものが出てきたというようなことから、生産調整に昭和45年から入ったところであります。転作というものが本格実施になってきたと。それ以来、約50年にわたって続いてきたものであります。

私は、やはりそういうような中で、非常に白鷹町は、今、金田議員からご指摘がありましたように、本当に協力をしながら進めてきたというように認識をしているところでございます。

そういう実態の中で、じゃあ、我々でどうすべきかなということで、例えば、私どもは、水田にソバを植えたり、それからエダマメを植えたり、いろいろな協力をしてきた、協力というよりも、自分たちを守るために協力もいとわずしてきたつもりであります。残念ながらこの状態になってきたというようなところであります。

そして、米政策改革元年と言われたような平成30年度からは、生産者の自主的な判断に基づく需要に応じた米生産へ変わり、昨年は米の消費減少と民間在庫量の増大に伴う米価の大幅下落というようにことが招かれてあります。やはりこれが生産の目安ということで来たわけですが、残念ながらそれすら、我々としてはどういう数字であったかと、本当に難しい部分があるなと思っているところでございます。

やはり都道府県によっては、この生産の目安をつくるという、山形県で農業再生協議会と言っておりますが、それすらないところあります。それぞれの生産者のご判断にお任せしますというところもあるわけでありまして。私ども山形県は、それではただ米の値段が下がるというようなことで、お互いに助け合おうということで我々としては取り組んできたつもりであります。残念ながらこういう状態になってきたということでありまして。

そして、議員からいろいろありました生産基盤、土地改良をどうするかとか、本当に今の生産の中で、水利費を払えるか、あるいは、それぞれ維持をしていくための賦課金を払えるのか、そういう大きな課題が出てきているところでもあります。

私どもとしては、今、議員からご指摘ありましたように、町でも応援すべきだということに関しましては、まさしく私もそのとおりで思っているところでございます。私どもとしては、担当課とはその辺の打合せもさせていただいておりますが、やはり莫大な経費もかかるということでもありますので、この辺については、いましばらくいろいろ検討をさせていただきたいと思っているところでございます。

そして、県に対する要望、国に対する要望につきましても、いろいろそれぞれの生産団体、よくマスコミに出ておりますが、生産団体あるいはいろいろな組織で、これらの撤回といいますか、要望を出しております。私どももそれはやっております。当然やるべきものと認識しておりますし、私もそちらそちらの会議では発言もさせていただいているところでございます。

まだまだ当白鷹町よりも水田をメインにしている、米作をメインにしている自治体はたくさんあるわけですが、私は大きい小さい関係ないと。我々もこれでこのまちづくりを進めてきたという認識の中で、いろいろな形で発言をさせていただいてきたところでございました。

いずれにいたしましても、これからもいろいろな情報収集に当たっていききたいと。5年間という令和8年までやって、令和9年からいろいろな判断をなされるということでもあります。まさしく、やはり撤回を我々は求めていく必要があるのかなとは認識させていただいているところでもあります。

私としては、そういうことを念頭に置きながら、そして、農家の人たちがいろいろご相談をされるような人・農地プランの策定というものを中心に、それぞれの地域で考えていきたいものだなと思っているところでございます。このまま行ったら、私は後継者が育たないと。今、後継者と言われる方たちも30代、40代になってきているわけですし、その方すら途中で離農する可能性もあるぐらいの、今回の制度は厳しいものだなと認識をしております。

ぜひ、金田議員はじめ、それぞれの議員の皆様方におかれましても、何とかその運動をどう展開していくかと。これは行政だけの運動では何ともならないと私は認識しております。いろいろな運動展開を皆さんと一緒にやるのが大きな力はなるのではないかと。例えば、農家の方たち全員が集まってそこで氣勢を上げるとか、そういうことが必要になってくるのではないのかなとは思っているところでもあります。

この辺については、まだまだ我々も情報が不足しているところもありますので、いろいろな機会情報を収集させていただくと。先般、東北農政局の方々ともお話をさせていただきました。今、私が答弁したようなことを全部申し上げたのですが、農政局の方

たちも、制度であるということが大前提に入っておりますので、なかなか面倒くさいというようなお話でございました。面倒くさいことを直していくのが我々の力でないかというように思っておりますので、改めて、金田議員さんをはじめ、皆さんのお力をお借りしたいなと思っておりますのでございます。

もっともと言いたいこと、この問題についてたくさんあるのですが、これ以上言っちゃいますと、もう本当にどうなるか分からないような長々になっちゃいますので、これで一応1回目の答弁とさせていただきますが、これぐらいこの制度をやっていくということに関しましては、あまりにも課題が大き過ぎると認識しておりますので、一緒に活動、行動をさせていただきますようお願いを申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 今の町長の答弁で十分なわけでありますが、まだ時間もありますので、多少質問させていただきます。

まず、水田活用の直接支払交付金の現状ですが、今、漠然と大変だと言ったものの、直接支払交付金では、戦略助成といって国で定めている単価あるものと、あと、地域の裁量によってできる産地交付金という2種類がありまして、その合計の交付対象者なり、面積、交付金額の推移は、現在どうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答えいたします。

水田活用直接支払交付金のそれぞれの過去3年間の状況ということで申し上げますが、いずれもおおよその数字ということでお考えいただきたいと思います。

まず、令和元年でございますが、交付対象者数が232名、面積で286ヘクタールで交付金額は1億902万円となっております。令和2年度につきましては、交付対象者が190名、面積で268ヘクタール、金額にしまして1億498万円。令和3年度につきましては、対象者数が176名、面積で280ヘクタール、金額は1億1,977万円となっております。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 交付対象者は若干下回っていますが、これは大規模農家に仕上がったという意味も含まれているかなと思います。ただ、その金額が、やはり農家の努力によって取り組んだという結果なのかなと思っていました。1億2,000万円ほどの交付金が入っているということでした。

その1億2,000万円というものはどのくらいの規模なのかなと思って想定しますと、例えば、米の生産額と言われるものが、去年は下がったのですが、大体7億から8億円程度が町にあります。ただ、それはあくまでも生産額でありまして、流通経費、生産経費を差し引けば、3億から4億円くらいの半分くらいなのかなとは想定されるので、1億2,000万円、あと3億、4億円の比率から見れば、とてつもない大きな割合があると

ということで、もしその交付金がゼロとなった場合はとてつもない影響があるということで、数字的にも分かってくるのかなと思いますので、この部分をまずは認識していただきたいと思っていました。

あと、多年性牧草の牧草関係として、収穫のみだけだと、播種はしないというものについては3万5,000円から1万円に下がるとありましたが、そのことよっての実質的な影響及び、今、町長も言いましたが、白鷹町で推進している耕畜連携、これらに対する影響というものはどう把握しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

まず、交付対象にならなくなった場合の影響額というのも出しておるのですが、令和3年度の取組で試算いたしますと、214ヘクタールほどが対象から外れてくるのかなと。それに伴いまして、金額にしますと6,640万円ほどが、単純な機械的な計算ですと交付されなくなるということですので、1億2,000万円の半分以上ということでございますので、非常に大きな影響と捉えているところでございます。

多年性牧草の件ということで、先日ちょっと関係機関の会議をした際に、酪農組合さんの方からのお話ですが、酪農家さんはやはりこの影響を受けないようにするために、種を改めて購入して、その播種作業をされているということで、まず、取りあえず、あの期間のうちはこの交付を受けられるような対応をしていくということで取り組んでいる状況を聞いてございます。

その人によって違うと思いますが、賃借料は、ある方ですと10アール当たり1万2,000円ほどお支払いしているということございまして、交付金があるのとないのではかなり大きな差が出てくるなと捉えてございます。

水張りがなくなりますと、その1万円も恐らなくなるということになるわけですが、そうなりますと借りていただける方がいなくなる、ちょっと借りられないという状況が出てきて、非常にその農地の活用の面でも大きな影響が出てくるかなと捉えているところでございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今かなり細かい数字も、農林課長、これあくまでも概算で計算したということでございますが、この件については、いましばらくお待ちいただかなきゃならないと。これは、私どもは数字が先行してしまいますと、もう本当にとめどなく分からなくなります。じゃなくて、やはりどういう影響があつてという大きな流れの中で、じゃあ今何を我々行政としてすべきなのか。今、金田議員からありましたように、国、県に要望をするというのは、これは当然でございます。あとは数字的なものでございます。数字的なものとして、我々はこういう要望をしていこうというようなことまで行かなきゃならん。そして、町でもその準備もするということ踏まえながらやっていかな

きやなりませんので、今いろいろ課長が数字申し上げましたが、それはあくまでも概算という考え方で理解をしていただかないと、逆に、それが独り歩きされますと、これ非常に怖い状態になりますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） この影響額とか様々ありますが、まずは影響があるということだけは認識だけであって、それは細かい数字じゃありませんが、とにかくあるのだということだけは理解いただきたいと思っていました。

先ほどの、今こういう問題があるということで、やはり各地区の人・農地プランとかの方々での集まりの話合いというのがこれから本当に大事なのだと思います。今現在、人・農地プランの実績が重要になってきますが、今の策定地区は現在19地区と思っておりますが、今の現状の課題というものはどう把握していますか。お願いします。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答えいたします。

議員から今ありましたように、本町は19地区の人・農地プランを作成しておりますが、この人・農地プラン、平成24年からスタートいたしておりますが、そのスタート時点で行政区または転作実行班という範囲でスタートしたこともございまして、いわゆるプランの範囲としては細かい単位になっていると捉えてございます。その範囲が狭い分、地域の実情などは把握しやすいということもございまして、また、地域の方々との現状や課題を共有しやすい単位とも考えているところでございます。

ただ、その一方で、地域の中での高齢化等の進行によりまして、農家の減少でプランの作成に難儀するという課題があることも事実でございます。これまでも複数地区を最初からまとめて作成しているというところもございまして。現在、平成24年から10年経過しまして、大分様子も変わってきておりまして、中心経営体となり得る担い手の人数も減ってきていると。その中でプランの広域化を進める必要もあると考えてございまして、特に、農地に高低差があつて、耕作条件が非常に厳しい中山間地域につきましては、なかなか平場の農家の方が、いや、あそこまで行ってということも実際にお聞きしているところでございまして、なかなか参入を期待することは困難なのかなと捉えてございまして。そのこともありまして、プランの広域化もなかなか進まないという状況となっております。

現時点といたしましては、現在の範囲で策定を進めつつ、複数の地区にまたがって耕作されている農家さんもいらっしゃいますので、そういった部分につきましては、連携を図れる地域ということになろうかと思いますが、そういった地域については、連携の体制を構築していくという進め方になるのかなと、そのような捉え方をしているところでございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番(金田 悟) あくまでも19地区で、やはり現場というか、地盤と近い集落単位の話合いというのが一番と、これは基本だと思います。これは維持しながらも、今回みたいな大幅な国の政策変更になったという部分については、この小さいまとまりの部分だけの議論というのでは限界があるのかなと思いますので、その辺は、その話の中の経過の中で、例えば、こことこの中とくるんだ話合いというものも大事なかなと思っていますので、そういうことに、もしなった場合についての町としての合意形成を図るための支援なり、考え方というものも再度お伺いいたします。

○議長(今野正明) 農林課長、大木健一君。

○農林課長(大木健一) お答えいたします。

人・農地プランの話合いにつきましては、農地利用の最適化ということを進めていくための手段とも捉えてございます。今申し上げた部分は、農業委員、それから農地利用最適化推進員の方々の大きな役割にもなっているという状況でございます。

また、日本型直接支払制度の中山間地域等の直接支払交付金は、現在5期対策の3年目となりますが、集落戦略ということを策定することが100%交付の要件ということにもなっております。したがって、取組について全地域での集落戦略の策定を進める必要もあると捉えているところでございます。

これらを踏まえまして、担当となります農林課の主が農業振興係となりますが、日本型は農村整備係、そして農業委員会、また、関係機関としてのJA、それから山形県酪農業協同組合の各農業協同組合、さらには土地改良区さんなども支援に入っている支援チームをつくりまして、そのチームで勉強会も行うなどしながら、一丸となって各地域における話合いの、いわゆる活動を支援していきたいと、そのような計画をしているところでございます。

○議長(今野正明) 町長、佐藤誠七君。

○町長(佐藤誠七) 本当に地道な、今、農林課長が言ったように、地道な一つのアクションというものも必要ですが、一番のことは、皆さんが今一生懸命に協力して手を組んでやってきたわけです。生産の目安についても、転作についても。ことごとく、今にしてみますと、何か逆のことをしているような感じ。ということは、大きな内容は、米を食べなくなったと。米が日本として食べなくなった。そのために輸出ということなども農林水産省で言っているわけでもございまして、そういうところを考えると、先ほど農林課長が言いましたように、中山間地域で今までお借りしながら生産量を増やすということやってきたわけですが、その行為は恐らくなくなると。やはり作ってもうからないものは誰もしないわけですし、後継者にやってくださいなんて言えないわけです。そういう実態がもう出てきていると。

そして、今、転作をしているということですから。これは生産する、そして、片や牧草地としても生かしていきたいという、いろいろなそのつながりの中で人・農地プランとい

うのはまさしくそういうわけですが、それすら壊れてくるような、もうとても作れないというようなことになってくる可能性も私は物すごく高いなと思っています。これは農林課とも話ししている中で、私はもうお返ししますと、今まで耕作のしやすさとか、いろいろな形でお借りしてやってきたわけですが、もう到底作れないと。それはお返ししますと。なぜならば、お借りして作った以上は、何らかのこれは見返りは必要なわけですから、その見返りすら単位にならなくなっちゃうということになりますと、お返ししますと。こうなっちゃうと、どうなっちゃうのだと。農地の荒廃農地がどんどんどんどん出てくるという心配が我々は持っているということでもあります。ですから、この農政そのものからもうかなり乖離している内容でないのかなと私は思いを持っております。

ただ、これは白鷹町が幾ら頑張っても、なかなか全体の流れを変えるということはいかない。なぜならば、先ほど申し上げましたように、米が余っているという状況もあるわけです。じゃあ、それをどうすると。簡単に輸出と言いますが、果たしてその輸出も我々ができるかどうか。今我々ができるというのは、飼料用米にどう変えていくかとかいろいろあるわけですが、飼料用米のとき、例えば、飼料用米を相当我々が作ったと。それを入れておく倉庫がありますかと。あるいは、それを加工するような施設がありますかと。そういうところから私どもは入って行って対応していかないと、まあ、ちょっと手後れぐらいにはもうなっていますが、以前から申し上げておりますとおり、この飼料用米のストックする場所、それを飼料用に変えていくと。例えば、米粉的なものにしなからやっていくというようなものが全然この辺にはないわけですし、これらをやはり議論しながら、山形県には何か所にありますよと、持ってきてくださいとすれば、飼料用米にも変えられるということをつくっていく必要あるのではないのかなということも常々思っておりますので、農林課ともこの辺は話ししております。

だから、やはり農林課で心配なのは、中山間地域で荒廃農地がどんどん出てくると。今まで我々は、水田の役割というのは非常に多様性、多様化があると。水ためとか、いろいろな生物、そういうものすら、もう我々が今まで言ってきたことが何だったのかというような、本当にむなしい部分となってくるような状況下に今あるということです。やはりこれは、私は先ほど来から申し上げさせていただいておりますが、我々一自治体だけでのアクションでは絶対ありません、やはり、今、米作をやっている皆さんが一緒になって、手を結んで声を上げるということだと私は思っておりますので、そういう流れの中で、私は、ぜひ皆さんにそういう意識を持っていただき、一丸となって運動を展開していただければなと思っておりますのでございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 今、町長の答弁がありました。地区の課題は、人・農地プラン、これは当たり前のことで、そんな課題はあるものの、これは継続していくということで

は私も重要だと思います。

これからは、農家の考え方はもちろんですが、我々というのおかしいけれども、担当する例えば農林課、農業委員会や農業協同組合とか様々。その職員で構成される農業関係機関会議とかというものももちろんありますし、そういうところで、やはり基本的な、今、町長がおっしゃられました大きな視点で、要望活動をしてもいいのですが、本当の意味での白鷹町の農業の在り方、そういうものをきちんと整理をしながらするような、何か今手を打たないと、これ駄目なのかなと思っていました。

名前何でもいいのだけれども、農業の振興するためのプロジェクトチーム的なものを今から立ち上げをして、時間はかかるかもしれないけれども、そこで本当の意味での議論をしていただいて、それを関係機関に持ち寄って出すとか、そして一つの形をつくって、そして、それを確認したものをじゃあやってみましょうということで、町としても世話していくとかというような姿をイメージしていきたいなと例えば思っているのですが、その辺の考え方というか、思いというものを、町長からお聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 私は、今、金田議員からおっしゃられたことは十分分かります。

ただ、農政の流れというのは、今、真っすぐに本当に直視できるかどうか。いろいろな流れが来ますけど、そこは、その時代その時代によってあまりにも変わるというようなことを私も実態として見ていますので、今、本当に我々がもうちょっと実態を分かって、こういうことをすればこういうふうに確実にになっていくのだよと。かつての米価要求のことですと、ある程度運動を展開すれば、我々も確実にプラスになるものがあったわけですが、今は全く違うものですから、どうすればいいのかというようなことです。確かにいろいろな組織体が集まってやるということも大事なことだと思いますが、あくまでも、私から言わせれば、お互いのくどきの寄り合いになっちゃって、前に進むかどうかって心配なのです。この実態を越えていくには、もう自分が犠牲になるぐらいの思いがなければつくっていけない。

もう一つ申し上げますと、今の制度はほとんど法人化です。法人化をすることによって何とか切り抜けられるような制度の裏づけがあります。個人でやっている方はほとんど何もありません。ゼロだとは私申し上げませんが、この辺が大きなことでないのかなと。ですから、この辺について、もう少しやはりそれぞれの地域、一番身近な方々はやはり農業委員の方々でございますので、農業委員の方々と地域の中での話をさせていただいて、それを例えば我々はどうやってバックアップできるかというようなことになっていくのかなという感じがします。

本当に皆さんお集まりいただいてやるということも大事だと私は思いますが、本当にそれでお互いに納得した形で最後まで行けるかどうかとなると、今の農政では、一抹の不安を持っているということは私の偽らざる気持ちでありますので、この辺については

これからいろいろな話合いをしながら、本当に有効な話合いができるような、どういう形にしていくかということは検討させていただきたいと思います。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 先ほど私が申し上げたのは一つの例という部分であって、今、町長がおっしゃった内容で、今すぐどうのこうのというわけではありません。やはりこれから本当にこの大事な時期を、農政は農政、もちろん大事なものです。白鷹町の考え方ということも打ち出しながらするには、やはりどこかで一步前を踏み越すようなものがないと駄目なのかなと思いましたので、それは、どういう組織体であれ、どういう会議体であれ、結構ですが、その辺は担当課と十分と連携取りながら前に一步進めていただきたいなと思います。

あと、もう一点ですが、そういう、もし話合いが煮詰まって、じゃあ、こう行くべなという話になった場合について、国・県の助成なんかもちろんありますが、それに町の支援、金銭的な部分でなくても、何らかの支援、そこにフォローが出ないのかなと思いますので、その辺、もし確実な、何ていうか、形ができた段階では、町としては何らかの支援をしてほしいなという気持ちもあるので、その辺の考えをひとつお願いします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、非常に後ろ向きの農業政策が続いている中で、前向きな形で、少しでも、一步でも二歩でもプラスになって、地域の活性化にもつながっていくということに相なるとすれば、私は大いに応援をすべきと認識をしているところでございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 今、町長から、本当にありがたいお言葉をいただきました。私の最後の思いというのはそこにありましたので、とにかくみんなが一緒になってまとまって、同じ方向で白鷹町は行くのだという何か出てくれば、町としても支援をしていただけるというようなことがもちろんだと思いましたので、今、町長からご答弁ありましたので、これで私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（今野正明） 以上で、金田議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

休 憩 （午後2時04分）

再 開 （午後2時20分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、今後の観光への取り組みについて、3番、横山和浩君。

〔3番 横山和浩 登壇〕

○3番（横山和浩） それでは、今後の観光への取組についてと題しまして質問をさせて

いただきます。

コロナ禍は白鷹町の観光にも大きく影響を及ぼしてきたわけですが、国の方針なども相まって、白鷹町を訪れるお客様は一部で回復傾向にあるとお聞きしています。イベントのロングラン開催など、試行錯誤しながら観光に取り組まれている皆様に、改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、ようやく回復の兆しが見えてきた観光ですので、町内経済のためにも今後の広がり期待したいところですが、観光客が増えることでコロナ感染が広がる懸念もあります。

つきましては、アフターコロナ、ウィズコロナに向けて、今後どのような方針で観光に取り組むのか、そして、白鷹町が観光に取り組む意義と目的を改めてお伺いし、最初の質問といたします。

続いて、新たな観光資源づくりについてお伺いします。

令和2年3月に策定された町の観光交流推進計画を拝見しますと、これまで観光資源として活用度が低かった文化財関係の資源を活用する方針であることが分かります。また、観光資源の磨き上げや新たな観光資源の発掘にも力を入れることが示されています。これらの取組は、観光のマナー化を防ぐだけでなく、地域の誇りを再確認し、文化財の維持保全にもつながる大切な活動であると思います。

つきましては、新たな観光資源づくりを今後どのような方針の下で進めるのか、現在の取組と併せてお伺いし、2つ目の質問といたします。

最後に、情報戦略についてお伺いします。

観光交流推進計画には、誘客促進に当たり最も重要なのは、情報発信であり、戦略的にPRしていく必要があると示されています。そのとおりであると思いますので、場合によっては、専門家など外部の力もお借りしながら白鷹町の魅力を伝えるために取り組んでいただきたいと思います。

つきましては、観光情報発信における町の戦略や方針をお伺いし、3つ目の質問とします。

以上、3点について質問いたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 横山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

その前に、やはりコロナというものが、日本のみならず世界中、全てのものに悪影響を及ぼしたと。特に観光については、世界的な交流がなくなったというようなことで、大変大きな影響を与えたものと認識をしているところでございます。特に、国内において目を向けても、国内の移動というものがほとんど制限された期間もありましたので、そういう面ではやはり多大な影響があったというように認識をしているところで

ございます。その辺を踏まえまして、今のご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

初めに、観光の状況につきまして説明をさせていただきたいと思
います。

我が町では、令和元年度に策定した白鷹町観光交流推進計画に基づき、「日本の紅
（あか）をつくる町の推進」、「体験観光と町内周遊の推進」、「魅力発信とインバウ
ンドの推進」の3つを重点プロジェクトとして位置づけさせていただき、観光交流事業
の推進に取り組んでいるところでもあります。

その中で、日本の紅（あか）をつくる町連携推進事業や観光4シーズン事業などの独
自事業をはじめ、地域連携DMOやまがたアルカディア観光局をはじめとした関係団体
との連携による情報発信やプロモーションを実施させていただいているところござい
ます。

しかし、先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大が観光事業
に与えた影響は甚大で、本町におきましても、令和3年度、感染対策を徹底しながら紅
花まつりや鮎まつりをロングランで開催するなどの対応を行ってまいりましたが、観光
誘客数は、感染症拡大前の令和元年度と比較いたしますと約3割減の24万人と大幅な減
少となっているところでもあります。

一方、今年度につきましては、全国的にも感染者数が減少傾向にあり、国でも、6月
1日から1日当たりの入国者上限を1万人から2万人に引き上げたことや、10日からは
外国人観光客の受入れを約2年ぶりに再開するなど、インバウンド事業への期待が高ま
っているというような状況であります。加えて、山形県でもやまがた夏旅キャンペーン
を実施するなど、感染対策として新しい旅のエチケットの周知を行いながら、観光施設
の利用と消費拡大を図っておるところでもあります。

当町におきましても、春に開催したさくらまつりでは、感染症拡大以前と比較して観
光客数が約9割となり、少しずつではありますが回復の兆しが見られる状況であります。

議員のご質問にありました今後の町の観光につきましては、引き続き感染防止対策に
細心の注意を払いながら、ウィズコロナ、アフターコロナを念頭に、ロングランでの開
催などを含め、各イベントを可能な限り平常時に近い状態で開催し、観光でおいでな
される方々が安心して訪れることのできるような環境整備に取り組んでまいりたいと考
えているところでもあります。

そのような取組を行いながら、これまで培ってきた白鷹町、白鷹ならではのおもてな
しや食・文化、自然の魅力などを町内外にPRし、誘客を進め、経済効果の拡大による
地域の活性化や町民の皆様への還元、町内のにぎわいづくりに生かしていきたいと考
えているところでもあります。加えて、観光で訪れた方々が、白鷹の魅力に触れること
による関係人口の増加や移住へとつながる仕組みづくりに取り組んでまいりたいとも考
えているところでもあります。

次に、新たな観光資源づくりについてお答えいたします。

これまで、四季の素材を生かした観光4シーズン事業や生産量日本一を誇る紅花の希少な紅（あか）にちなんだ「SHIRATAKA RED」商品の開発、イベント開催時に常駐する観光ボランティアガイド「しらたか旅先案内人」の配置、町内の資源を生かした体験メニューを整理した「しらたか、いいとこ、体験BOOK」の作成などにより、観光資源づくりや磨き上げを行ってきたところでもあります。

コロナ禍によって観光を取り巻く環境は大きく変わり、観光の形態が、団体型旅行から着地体験型観光などの個人型旅行へと加速しているところでもあります。そのような中で、本町を訪れる観光客のほとんどが通過型となっているため、残念ながら観光消費額の増加にはなかなか結びついていないというのが現状であります。

今後は、ふるさと森林公園やヤナ公園を中心として、観光に訪れた方々の町内での滞在時間を長くし、滞在・体験型観光を増加させるため、魅力あるオリジナルプランの商品化に向けたコンテンツづくりと、そのPRに取り組んでまいりたいとも考えているところであります。そのためには、新たな体験ツールなどの素材の発掘や磨き上げが必要であり、関係団体や町民の方々からも情報提供をいただき、観光資源として活用していくための手法なども検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、本町には、観光の素材となる国指定の有形文化財観音寺観音堂や県指定の無形文化財深山和紙などの文化的資源や、スキー場やキャンプ場などのアウトドアの資源も数多くあるとともに、特に紅花に関しては、日本遺産として「山寺が支えた紅花文化」、日本農業遺産として「歴史と伝統がつなぐ山形の「最上紅花」～日本で唯一・世界でも稀有な紅花生産・染色用加工システム」が認定されているところでもあります。観光交流推進計画にもありますように、これらの数々の魅力ある資源を新たな観光素材として磨き上げ、観光誘客に生かしていきたいと考えております。

最後に、情報戦略についてお答えをさせていただきます。

白鷹町を観光の目的地としていただくためには、情報発信は大変重要であると認識をしております。これまでも町の広報紙やホームページを活用した情報の発信とフェイスブック等のSNSの活用、民間の情報誌への掲載、観光協会ややまがたアルカディア観光局などとも連携したPRを積極的に行ってまいりました。

特に観光協会においては、観光の推進、物産振興、交流人口の拡大による経済効果を上げるため取組を行っており、今年は観光4シーズンをさらにアピールするため、各イベント時に着用するはっぴを約20年ぶりに新調したところでもあります。加えて、情報発信による町内外に向けたPRを行うため、SNS活用によるタイムリーな情報を戦略的に発信しているところでもあります。

これらの取組と併せて、今後は、新たに開設した町のインスタグラムを活用し、ターゲットの拡大を図り、イベント情報や町の魅力等を積極的に発信していくとともに、町

全体の魅力と集客力を高め、目的地となるインパクトのあるコンテンツづくりやその強化、さらなる情報発信が必要であると認識をさせていただいているところでもあります。このような積極的な情報発信やPRに関しては、引き続き、白鷹町観光協会をはじめ、関係団体と連携し、専門的なアドバイス等をいただきながら実施していきたいと思っていますところでもあります。

SDGsが全てのことのスタンダードになりつつある現在、我が町の観光も、未来につながる持続可能な観光を目指し、引き続き観光振興を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

以上、横山議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 新たにInstagramの活用が始まったということで、私これまで使っておりませんでした。どちらかというと若い方が使うSNSかなと思っておったものですから、今後はちょっと私も始めてみようかなと思ったところです。

それでは、引き続き質問させていただきたいと思います。

最初に、アフターコロナに向けてということで様々お話をいただきました。今後は、各イベントを可能な限り平常時に近い状態で開催していきたいというようなこと、大変心強く思ったところがございます。また、観光で訪れた方が白鷹の魅力に触れることで関係人口の増加、そして移住へとつながる仕組みづくりに取り組むのだということもありました。ぜひご尽力いただきたいと思うところなのですが、関係人口の増加、そして移住へとつながる仕組みづくり、このあたりについて、具体的にどのような取組を考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、小林 裕君。

○商工観光課長（小林 裕） お答えいたします。

今ご質問あった件でございますが、先ほど町長答弁でもございましたが、白鷹ならではのおもてなしや食文化あるいは自然の魅力などをPRしながらということがございまして、例えば、桜シーズンですと、今年度はロングランで開催したわけですが、そこでは桜の売店ですとか、旅先案内人ですとか、そういった方々がおもてなしをさせていただいたという状況もございます。食文化ですと、そこでは、例えば漬物ですとか、そういったものの販売、あるいは山菜、そばなどの食文化もございます。自然を見れば、桜と西山の残雪、そういったものもございますので、そういった魅力を発信しながら対応したいと考えております。

そういった中で、リピーターあるいは知人への紹介等を踏まえまして、関係人口を増やしたり、あるいは、そこから移住へとつながる仕組みをつくっていきたくて考えておりますし、それが地域の活性化あるいは経済波及効果につながるものと考えたものでございます。

具体的にですと、ちょうど本日なのですが、直接観光がスタートではないのですが、移住相談に来られた方が白鷹町の観光、特に紅花に興味を示されまして、今日と明日、お試し移住にいらっしゃるようになっております。そういったこともございますので、本町にあります観光資源あるいは文化的資源等を活用しながら、移住ガイドブックも作成しておりますので、そういったものを含めながらPR、周知をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 既に取り組んでおられて、そして移住のプログラムも問合せもあるということで、大変心強く感じているところでございます。

なかなか、魅力に触れるイコール移住に意識するというだけでもないかなと思います。移住してみようかなとか、その意識づけとか、仕掛けとかというのは、やはり大切ではないかなと思います。例えば、観光の会場に空き家バンクの情報を掲示して、こういったものがあるのかなというようなことを意識するだけでもちょっと違うのかなと思いますので、可能な限りそういった取組も進めていただければなと思います。

続きまして、町長の答弁を聞く限りでも、やはり観光というのは、観光客のためのものというよりは、最終的には私たち町民の幸せとか、豊かさのために取り組んでいるのだというようなことが分かったなと感じたところです。この部分を、ぜひ町民の皆様に分かるように、改めて、なぜ観光というのは我々頑張っているのだということをお伝えいただくというようなことも大切かなと感じたのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（今野正明） 商工観光課長、小林 裕君。

○商工観光課長（小林 裕） お答えいたします。

町民の方々への豊さ、幸せにつながるというところでございますが、観光につきましては総合産業と言われておりまして、観光でにぎわうことは、関係者だけでなく、先ほど申し上げたとおり、地域に及ぼす影響も大きいと、結果的に地域内の経済効果あるいは活性化、関係人口増加につながるものでございますので、観光客の方が気持ちよく訪れていただけますように、町内全体でのおもてなしなども含めて対応していきたいと考えております。

そういった面では、町内にも啓発等も必要かと思っておりますので、対応したいと考えておりますし、実際、白鷹中学校での総合学習の中で、まちづくりの計画あるいは町内の仕事に関すること、あるいは町の特産品に関することに含めまして、観光に関することも講演等で話などをさせていただいておりますので、子どもたちも含めた啓発を行いまし、町民の皆さんには、引き続き様々な場面で啓発やPRを図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 子どもたちへも含めて進められていることで期待したいと思います。続きまして、新たな観光資源づくりについてお伺いいたします。

観光交流推進計画は令和6年度までとなっていたかなと理解しております。その間に、文化財を生かした観光というのは、スケジュールと申しますか、どの程度までを進めるお考えであるのかお伺いいたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、小林 裕君。

○商工観光課長（小林 裕） お答えいたします。

今、議員おっしゃられていますとおりに、観光交流推進計画は令和2年度から令和6年度までの計画となっております。その中で文化財を活用したことも掲載しております。実際、今現在も、先ほど町長答弁にもありましたが、国や県の指定を受けている文化財もございます。観音寺観音堂ですとか、桜、高玉芝居、深山和紙などもございますので、そちらにつきましては、イベントでもPRも行っているところでございます。

さらには、日本遺産あるいは日本農業遺産に認定されています紅花を活用しました紅花まつりの開催やその体験プランも実施している状況でございますので、これらのさらなる文化財の活用につきましては、文化財の担当でございます教育委員会とも連携しながら、この計画期間内に何らかの形で取り組んでいけるように検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 教育委員会との連携というようなことでぜひ進めていただきたいと思います。

今のお話を聞く限りでは、ちょっと時間もいろいろかかる部分があるのかなと感じたのですが、その一方で、白鷹町の中で観光のボランティアをされている方から、やはり白鷹町の文化、文化財、結構いいものがあるのだよと。これを来たお客さんに見てほしいのだと、周遊してほしいのだという声をいただくことができました。早期にしてもらえたらうれしいのだけれどというお話だったのですが、例えば、既に白鷹町にあるあゆ一むさん、山峡紅の里さん、そして最近グランドオープンしたあゆみしるさん、こういった施設というのは、文化を生かした観光の拠点施設としてすぐに活用できるのではないかなと思います。また、雨が降っても観光できるという意味では、白鷹町の観光を少し幅広くするものでもないかなと思います。こういった文化の観光の、早めに進めるというようなことからの範囲で進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 文化と一口に言いましても、非常に幅の広いものだと私は認識しております。遺産的に大事な文化もありますし、文化財もあります。例えば、本当に我々の身近な文化といたしましては、それぞれの神社でありますお祭りの獅子舞なんかは、これは本当に大事なものだと思っています。ただ、現在の状況をお聞きしますと、

獅子舞の舞い手がもう少なくなってきたらと。獅伝という全町的な組織体も頑張っておられますが、やはりどういうものなのか、私もちょっと詳しくはそこら辺は分かりませんが、例えば、そういう獅子舞をどうやってこれから持続的なものにしていくとか、あの獅子舞については非常にいわれがあるわけです。やはり五穀豊穰を祈願しての、その幕の様子が水の流れになっているのだよとか、そういうのをお聞きはするのですが、果たしてそれが今後とも続くような獅子舞をなされる方がいらっしゃるかどうかというのは、私は本当にもう厳しい状態になってきているのかなと思っているところでございます。

それから、例えば、黒鴨のお寺さんにミイラ、今もあるわけですが、入山されてから100年で掘り起こしてくださいというものを、130年ぐらいたってから、そういう言い伝えがあるということで付近を発掘しましたら、130年近くもう過ぎておったということで、一部しかミイラにはなっていないなかったということでございますが、やはり山岳宗教としてミイラという文化があったと。自ら入山されて、そこでミイラになるというような文化があったということは、言い伝えとしては我々お聞きしているわけですが、具体的にどうなのかということになるとなかなか難しいと。

それから、深山観音寺観音堂などを見ましても、あれが中尊寺の金色堂とほぼ同年代の建築造であるとお聞きしましても、一度金色堂を見たことがある人が観音寺観音堂に行ってそういうイメージが重なるかと。なかなか重ならないというのが、私も何度もこちらは見させてもらって思っているところでございます。ただ、その観音寺観音堂の後ろにある、なかなか見ることできませんが、真っ黒焦げになったご本尊があるようでございますが、あのご本尊を見ても、ああ、そういう、その古さはあるのかなとは思いますが、もうほとんど仏像の形はしてない、焼け焦げているというような状況の中で、果たしてこれをどうやって我々は評価していくのかとか、非常にそういうものを、古いものを評価していくというのは難しいことはあるなとは思っております。

ただ、これから我々として残していかなければならないものは、例えば深山の和紙です。和紙は、もう山形県では上山の高松和紙とか、西川町に地域おこし協力隊の方が来られてやっている月山和紙とか、長沢和紙と深山和紙しかない。そういう中で、間違いなくコンスタントに今までやってきたというのは、深山和紙でございます。途中でなくなったということもございませんし、今は皆それぞれ後継者がそちらこちらにまで出ておりますが、うちの町は、もうそろそろ後継者を探さなければならないという状況でございます。

かつて、じゃぶじゃぶ広場というのは多分ご経験なされた方がたくさんいらっしゃると思うのですが、じゃぶじゃぶ広場に行って、帰りに深山で陶器を作ったり、和紙をすいたりという一つのコースがありました。残念ながら、じゃぶじゃぶ広場も今はなくなっているという状況でございます。やはりこれは対象に地元の子どもたちを、水に触れ

させてですね、そして魚をつかんで、魚を食べる。ただ、やはりマスでございましたので腹の中のものには取らなければならない。私も最初驚いたのですが、割り箸を口から突っ込んで内臓を取り出すと。へえ、こんなことできるのだと。それで、あと塩焼きをするというようなことを覚えたり、一つの生活の知恵的なものは、私は黒鴨のじゃぶじゃぶ広場なり、深山で覚えさせてもらったなと思っています。

ですから、対象は、もっと具体的に何を対象にしていくかということが必要なのではないのかなとは思っておりますし、我々にとってはそういうこまい、本当に対外的に世界的な遺産とか何かというよりも、もっと身近なものをどうやって我々掘り起こして、磨きをかけるかということにもう少し力入れなきゃならないのかなと。それには深山和紙もそうですし、機織りもそうですし、そういうものを大事にといいいますか、もう一度我々として体系づけることができるかどうか、この辺は、ぜひ我々だけでは当然できませんので、白鷹町観光協会に入ってくださいましてバックアップしてもらえれば、我々にとっても大変うれしいなと思っていますところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） じゃぶじゃぶ広場など、私が小さい頃行ったもので、大変懐かしく思い出したところでございます。地元のもっと身近なものということもあると思いますので、ぜひこのあたりについてもまたちょっと後ほどお伺いしたいなと思います。

先ほどお伺いしたのは、既にある白鷹町の中の文化的な施設の活用ということだったのですが、そのほかに、今、町長がおっしゃられたとおり、町内にある様々な神社仏閣なども、観光という視点であればあるのかなと思います。その多くには、案内のための看板なども、もう既にあると理解しております。なので、個人型旅行に移行しているということもあって、車で移動される方を考えれば、例えば、蚕桑地区で花見をした場合は瑞龍院さんに行くとか、羽黒神社さんに行くとか、そういった案内だけでも十分観光の、文化財の観光もできるのかなと思いますので、できる範囲で進めていただきたいなと思います。そのあたりの取組についてお伺いいたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、小林 裕君。

○商工観光課長（小林 裕） お答えいたします。

町内に数多くあります文化財等の資源につきましてですが、今お話しありますように、観光にも活用できる資源はあると捉えているところでございますので、文化財の担当の教育委員会とも連携しながら検討はさせていただくと考えておりますし、過去には寺社巡りマップというのも作成したときもあったようでございますので、そういったものとともに周遊ルートの設定なども検討させていただきたいと考えております。

また、具体例としてなのですが、おきたま観光協議会では、令和元年度から伊達家家臣らによります置賜全域に築られました城跡、伊達四十八館を観光資源として活用するために、それらが掲載されましたマップも製作されておりますので、そういったものも

活用しながら周遊あるいはPRに努めたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 新しい動きもあるというようなこと分かりました。

それと、今の話と関連なのですが、神社仏閣等にある説明のための看板というのが、ものによっては修繕が必要なものもあると聞いております。また、設置者が町だけじゃなくて様々な団体によって設けられたというようなこともあるのだというようなことも聞いております。ただ、観光客の皆様からすれば、設置主体がどこかということはあまり必要のないこと、関係のないことですので、どこにどんな案内板、看板があるのかをまず把握をしていただいて、必要に応じて順次修繕等に取り組んでいただければありがたいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 社寺と、観光という行政の中の一部として捉えた場合、非常にこれは課題があります。社寺というものは、それぞれの宗教とか、そういうものがあって初めて成り立つものであります。それに対して、我々から働きかけるということよりも、それぞれの信心をしている方たちからこういうものはどうだろうかとか何か提案があれば、我々も検討はさせていただきたい。それを我々から積極的に、例えば公費を使ってやっていくということはいかななものかと、私どもがそう言われた場合、これに対して対応できるものは今は持ち合わせていないというのが実情でございます。

例えば、円福寺さんにあります仏像、木像なのですが、本当に評価が高いのですが、私が見て、そんなにすばらしいものかなとは思っているのですが、やはり専門家の方が見ればすばらしいと。だけれども、それを、じゃあ、そこに説明文をしていくということじゃなくて、例えば、白鷹町観光協会さんがまとめ上げて観光資源として捉えるという場合だと全く違った視点でできるわけですから、この辺については、ぜひそういうサジェスチョンを我々にしていただければ生きてくるのかなとは思っているところでございます。

ちょっとこの辺は慎重にやっていきませんと、例えば、鮎貝八幡宮の獅子頭あります。獅子舞自体が県の文化財になっておりますので、そういうものをうまく活用しながらですから、県自体から真っすぐ来ているものではない。やはりそういうことを私どもとしては生かしながら、少しでも町民の皆さんに喜んでいただけるような制度設計をしながら応援をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 慎重にしながらということも分かりますので、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

続きまして、文化財の発掘と調査に関してお伺いします。

塩田行屋の御沢仏、NHKでも取り上げられたということもあって、もしやるのであれば白鷹町観光の一つの目玉にもなり得るのではないかなと思います。ただ、その価値

とか魅力というものは近年の調査で分かったもので、あまりそこまでは認識されていなかったというようなことを理解しております。

観光資源の発掘となりますと、ほかにも埋もれているのではないかなと思います。そういう意味では、継続的に文化財を発掘していく、調査をしていく、そういった取組もある面では必要になるのではないのでしょうか。お伺いたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 私、本当にここ先般なのですが、消防の春の大演習あったときに、その反省会で塩田行屋の持ち主と同席することがありまして、その辺話ししました。塩田行屋についてどうなのだということでしたら、正直言って、あそこ11軒だかで管理しているらしいのです。それちょっと何軒というようなこと忘れましたが。皆もう全然思ってもいないと。その持ち主と言われる方々ですね、あそこに多分もともと住んでおった方だと思います。その一番の大本の方が、いやもう大変だということ。散逸とか何かなぜしないのかということまで話ししました。それは、例えば、あそこのものがすばらしい、山形県の仏師としてもすばらしい人がつくられたというのは、うちの学芸員がそれを調査されて大体把握したと聞いておりますが、我々が、じゃあ、それほどすばらしいものであったならば、果たしてあのまま現存しておったのかどうかというところまでこの間話ししました。やはりその辺が非常に微妙なところがあるわけですので、私としては、今いろいろ町内にもそういう展示をしたり保管する場所ができたものですから、どうだろうかということをお話しております。そこでは、本人は、ぜひその持ち主と言われる方々と話をしながら方向づけはしていきたいということで、ぜひ検討してほしいというようなことはお話をしてきたところでございました。

私としては、非常に興味のある場所というのは、今、改めてそれを見直しして、いろいろ利用したいと考えている方がいらっしゃるのですが、私は、白鷹町に本当にすばらしい大事な遺産があるなというのは朝日風穴です。朝日の麓にあります風穴。これは、もう年中同じ温度で風が吹いてくると。なぜ私そこを言っているかといいますと、蚕桑という地名がありますが、蚕と桑。実は、東田尻が非常に栄えたというのは、風穴を個人個人で持っておったということだそうです。それは所有というよりも、自分がそれを使っているということだろうと思いますが、そこで何が起きたかという、蚕の卵を翌年までそこで保管をしておったということなのです。それを春先早く持ってきて、それを卵からかえして、それは稚蚕というのですが、稚蚕飼育をして、それを皆さん、我々農家がそれを買わせていただいて、桑を食べさせて、1か月ちょいぐらいで繭にしたということ、これが産業の一つの大きなものになる。その風穴がどこにあるか分からない位置になっておったのですが、その風穴も今使われている方がいらっしゃるようでございます。多分、あの田尻の丸川さんという本当に古老の方が、それはずっと分かっておったと。

それから、もう一つ、金澤寺というお寺さんがありますが、あそこの沢の上流が昔鉾山であったと。私そこまで行ったことはありません、正直言って。ただ、そういう大事な資源があって、実はその辺が川東といいますか、最上川から挟んでの東側とはちょっと歴史が違う部分があるなということをつくづく感じております。ただ、現在その上流を、それを保持してといいますか、それしていくのは相当大変なことだと伺っています。令和2年の水害ではかなりやられたとも聞いております。ちょうどあの、正直言います、前の副町長の上流だったものですから、この辺は彼に入っていていただいて現場を確認しながら復旧事業に取り組ませていただいたということなのですが、私どもは小さいときは、金澤寺というのは金の鉾山であったということで、金ではなかったらしいのですが、そういう地域の経済的な発展までつなげることができた。ということは、そこで働く人がいる。働いて、鉾山から出てくるものを、精製して売ったということで、経済の回転になるわけです。そういうことを考えていきますと、西側の山そのものが産業としては、例えば、炭焼きが非常に盛んであったとか、そういうことをお聞きしますと歴史はある。やはりそういうものをうまく結びつけていくということが大事なのかなと。ただ、今もう一回復活しろと言われてもできないと思いますが、そういう歴史の中で、例えば金澤寺とか、そういうものがあつたのだよということがあります。

ただ、最近はそのお寺さんにおきましても、もうほとんど無住のような状態で、訪れるということ自体が大変なことでもあります。多分あのお寺さんに行ってみますと、絵馬とか何かがたくさん多分あるはずですが、私は見たことないのですが、そういうものにはどうやってこれから我々が保存し、それを一つの資源として使っていけるかどうかということを、それぞれご協力いただきながら取り組んでいく必要があるのかなとは思っているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） どうやって維持していくのだと、大変だということ。そして、どうやって使っていくかというようなことを、今、町長からいただきました。

この件に関しましては、山形県で文化財保存活用大綱というのを令和4年3月に策定されています。この大綱には、未指定文化財、指定されていない文化財をどう調査して活用していくのか、観光などにどう活用していくかというようなことを記載があるようでございます。この大綱によりますと、市町村によって文化財保存活用地域計画の策定というようなことを推進するということでございます。この大綱を受けて、白鷹町でいずれこの計画の策定に向かうのかなと思うのですが、町としてどのような方針であるのかお伺いをいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

山形県文化財保存活用大綱につきましては、本県の文化財の保存と活用に関する方向

性を示し、市町村や関係機関・団体と連携して各種取組を進めることを目的として策定されているものでございます。この大綱につきましては、議員ご指摘のとおり、市町村による文化財保存活用地域計画の作成の推進について盛り込まれているものでございます。

本町におきましては、令和3年度に策定しました白鷹町生涯学習振興計画の文化芸術の振興の中に、文化力の向上や文化財等の保護、活用に関することを記載しておりますが、市町村による文化財保存活用地域計画につきましても、中長期的な視点で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 取組を進めていただきたいと思います。

続きまして、観光素材の磨き上げについてお伺いをいたします。

町長の答弁にもございましたが、この観光素材の磨き上げ、何となくイメージは分かるのですが、具体的にどのような活動を指すのか、そして、磨き上げの対象としてどのようなものを想定されているのかお伺いをいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 単品で磨き上げ、ただこすってきれいにするというだけでは決して私はないと思っています。ということは、点であるものをどうやって線で結びつけるか、それをさらに広く面として、ウエルカムというようなものをつくり上げることができるのかということが、私はこの磨き上げの一番大切なことでないのかなとは思っております。

ただ、これが言うはやすしでやるは難しです。本当に難しいなと思います。いろいろなところを私も見てまいりましたが、例えば、私が一番、町の観光で参考にさせていただいたのは飛騨高山でございました。飛騨高山というのは、もともとああいうバックヤードが非常に大きいという中に、山岳宗教も入っていきまして、それからお祭りもすばらしいものがあるというようなことです。その中で、あそこにはすばらしいお店屋さんが並んでおります。物すごい寂れた時期もあったようですが。そして、トンネルがあつて初めて山に入るわけですが、あのトンネルが外界との境になっているということをお聞きしまして、何とかそういうような、私は町の中にできることできないかということいろいろ、私は職員の時代からいろいろなその仕掛けをしてきたところでございました。

しかし、残念ながらやはりポテンシャルというものはだてにつくったのではないと。昔からそういう素地があつた。例えば、あの虚空蔵尊を見れば、ああいう虚空蔵尊はなぜすばらしいかと。この5郡の境で、その中の真ん中であつて、どこから見てもすばらしいものが見えるということと、当時一番大切だった水田、川の流れが皆見えた。それを非常に大切に、そこがすばらしいものであつた。やはり登れば登るたびに、あ

あ、いいなと思います。最近はなかなか息切れして登れなくなったのですが。しかし、ああいうようなものを我々はこれからも引き継いでいく必要があるのではないのかなと思っております。ぜひ私としては、県立の自然公園的なものになっておりますが、山頂まで来ると白鷹も入るのです、一部に。それをしたいということで私も職員時代は頑張ったのですが、やはり少年自然の家を含めた市のということで、なかなかそこまで広がりがなかったということもありましたので、やはりそういうようなものを私としてはいろいろ手をかけていくということが大事なのではないのかなと。あそこにかかっている虚空蔵尊の字が鷹山公が書いたと言われているわけですが、本当すばらしいものがあそこに掲額されているので、そういうものを大事にしながらやっていきたいと思っております。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 観光素材の磨き上げというのは、一つ一つを磨くのではなく、線とし、面としていくというようなこと分かりました。本当に難しいということも本当にそのとおりだと思います。

ただ、その中でいろいろな方がその磨き上げに関わるのかなと思います。行政の皆様、そして関係者、専門家の方、地域の皆さん、それぞれがどのような役割を担いながらこの磨き上げというものを進めていったらいいのか、お考えなどあれば伺いたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、小林 裕君。

○商工観光課長（小林 裕） お答えいたします。

今ありましたように、なかなか、そう簡単にはいかないことだと思うのですが、戦略的あるいは積極的に観光を進めていくには、常に新たな素材なども発掘あるいは磨き上げをしながらする必要があるのでございますし、役割といたしましては、例えば、民間としてノウハウがあります白鷹町観光協会さん、あるいは、アルカディア観光局などの事業展開、情報収集の面からは大事と思っているところでありますし、あるいは、町民の皆様でありますと実際にイベント等に携わっておられますし、情報お持ちですので、町民の皆様との連携も必要だと思っているところでございます。

それらを結びつけるためには、行政が広報あるいは施策の展開も必要だと思っておりますので、そういった関係者が連携していくことが重要であると考えているところでございます。そういった面では、それぞれ持っている情報、力を出し合って進めていく必要があると考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 次に、情報戦略に関して伺いをいたします。

町であるとか、白鷹町観光協会さんであるとか、様々な団体が観光への取組をやっている中で、民間の、地域の町内の皆さんによる活動もあるということで理解しております。様々な情報がある中で、白鷹町内の観光に関する情報、これ全て、町の職員さんも

しくは白鷹町観光協会さんが足を運んで情報を調べるというのは、大変にこれは難しい
というか、困難なことであろうと思います。観光に関して情報が集まるという仕組みも
今後は検討しなければいけないのではないかなと思いますが、そのあたりについてお考
えあればお伺いいたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、小林 裕君。

○商工観光課長（小林 裕） お答えいたします。

情報が集まる仕組みでございますが、今、議員からありましたように、町民の方々の
活動でありますと、例えば、鮎貝地区の駅のところのスイセンですとか、あるいは、荒
砥地区のアジサイ、中山地区のミズバショウなどがありまして、お客様もいらっしゃっ
ていますので、観光資源となっていることは承知しているところでございます。

そういった面でいきますと、情報収集を確かに町だけで全てできるかというとなかな
か難しいところがありますので、町民の方をはじめ、関係する方々に情報をいただきな
がら発信する必要があるのかなとは考えているところでございます。例えば、白鷹町観
光協会さんあるいはアルカディア観光局では、年間のカレンダーを作成しておりまして、
その中にイベント情報等も情報収集しながら掲載しておりますので、そういったものも
活用しながらしていくとともに、それ以上の情報につきましては、今すぐ全て把握はな
かなか難しいのですが、今後こういった仕組みづくりができるかも含めまして検討させ
ていただきたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 最後になりますが、情報発信というのは、ある意味簡単ではありま
すが、魅力が伝わっているかどうかということで考えると非常に難しい面があるなと思
います。専門的なアドバイスをいただきながら進めたいというお話もありました。専門
的なアドバイスはもちろん、多様な視点なんかも、町民ではない町外からの目線なんかも
必要になると思いますので、必要であるなら外部の力もお借りしながら、白鷹町の魅
力の発信ということを取り組んでいただきたいと思います。そのあたりについてお考え
を伺います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 情報の発信をしながら価値を高めていくということについては、本
当に難しい部分と、意外にえっと思うようなこともあります。

例えば、1つ事例を申し上げますと、1年前に開催されました東京オリンピックでござ
いいますが、その際に、私ども徳島県の上板町、これは藍の町でございます。現在も藍
はやっている。私どもは紅花だということで連携を、今もってやっておりますが、い
ろいろ両方の自治体で工夫したものをオリンピックの役員の方に使っていただこうか
ということをしたのですが、残念ながらコロナで思うようなことが進まなかったとい
うことで、結果的にお流れになったというようなことでありました。

私どもの町でも、これ何年前と言われるとちょっと私も分かりませんが、三、四十年前に白鷹のある農家の小屋を解体しましたならば、実は藍玉が出てきたのです。その藍玉というのは、藍を発酵させて丸めたものなのですが、それが出てきたと。ということは、私どもとしては歴史があるものと、そこはなかなか古い農家だったものですから、歴史があるのではないかとということでいろいろ地域でも調べたのですが、なかなかそれが出てこなかった。ただ、間違いなく藍が栽培されておったのだということです。今、岩手県が藍の北限と言われておりますが、白鷹町でもできたのではないかとということで実はやってみたのですが、残念ながらそれはうまくいかなかったというようなことになりました。

それぞれ地域に合ったものってあるのですが、そういうものをうまく組み合わせれば、やはりそれは日本としてそれを取り上げることもできますし、今は山形県内の中では紅花の栽培が日本一だと言われているわけですし、それらをうまく活用しながら、マスコミさんなり、いろいろなそういう情報関係については発信していただけるようにしていきたいと。

そして、あるいは今度その一つ一つ、そういうタイミングを見ながら、私は地域の中から本当にきめ細やかに発信していくということも大切なのではないかと。今、白鷹町観光協会さんはそういうことを念頭に置きながら間違いなく発信していただいておりますので、すぐにどういう効果が上がるかということは私は分かりませんが、これからの世代の皆さんには、そういうことが効果をあらしめるようなことになるのではないかなと思っていますところでございます。

○議長（今野正明） 以上で、横山議員の一般質問を終わります。

会議を続行いたします。

○議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第6、議第35号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第35号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、3月31日付で行いました専決処分について承認を求めるものであります。

主な内容といたしましては、国・県補助事業及び起債事業等の調整を行うとともに、将来の財政需要等に備え、減債基金や公共施設整備基金への積立てに対応したものであります。

財源調整といたしましては、地方交付税、国・県支出金、地方債及び繰越金等で対処したものであります。

その他繰越明許費につきまして、実績等に基づく補正を行ったものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ8,789万円を追加し、歳入歳出それぞれ104億1,389万円となったものであります。

なお、内容につきましては総務課長に説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

専第4号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第13号）。

令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,789万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億1,389万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

予算説明書の3ページをご覧ください。

款項目、補正額、計、主な内容についてご説明申し上げます。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、1億4,843万8,000円、39億9,993万8,000円、普通交付税、特別交付税、それぞれでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金、財源更正でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、328万5,000円、3億8,012万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

2目民生費国庫補助金、2,000万円の減額、3億8,781万6,000円、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金の調整でございます。

4目土木費国庫補助金、1,066万3,000円の減額、1億3,315万6,000円、社会資本整備総合交付金等の調整でございます。

次のページになります。

17款寄附金 1 項寄附金 3 目民生費寄附金、200万円、200万円、福祉の寄附金でございます。

18款繰入金 1 項基金繰入金 5 目ふるさと応援基金繰入金、687万1,000円、9,867万1,000円。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、3,901万7,000円、6 億5,669万2,000円。

20款諸収入 4 項雑入 3 目雑入、225万8,000円の減額、4,521万円。

次のページをお開きください。

21款町債 1 項町債 1 目総務債、1,460万円の減額、3 億1,120万円。

2 目民生債、690万円の減額、5,980万円。

3 目衛生債、130万円の減額、890万円。

4 目農林水産業債、570万円の減額、4,830万円。

5 目商工債、2,750万円の減額、1 億3,000万円。

6 目土木債、1,740万円の減額、2 億2,960万円。

7 目消防債、100万円、2,850万円。

8 目教育債、130万円の減額、7,670万円。

9 目災害復旧債、510万円の減額、1 億4,740万円。

それぞれ事業の調整でございます。

7 ページをお開きください。

3、歳出。

財源更正については省略させていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 3 目財政管理費、5,000万円、1 億414万5,000円、減債基金の積立てでございます。

5 目財産管理費、9,963万7,000円、1 億7,923万9,000円、公共施設整備基金の積立て等でございます。

15 目地区コミュニティセンター費、1,305万7,000円の減額、2 億748万2,000円、鮎貝地区コミュニティセンター大規模改修工事の調整等でございます。

18 目感染症対策基金費、687万1,000円、689万4,000円、元金の積立てでございます。

次のページでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、1,800万円の減額、3 億4,369万5,000円、住民税非課税世帯への臨時特別交付金の調整等でございます。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、6 万9,000円、4 億4,317万4,000円。

次のページをお開きください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 目健康増進事業費、6,000円、3,680万2,000円。

4 目母子保健事業費、60万円の減額、1,870万8,000円、事業の調整でございます。

5 目予防費、37万6,000円、1 億6,337万8,000円。

次のページになります。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費、25万円の減額、5,913万7,000円、6 次産業化支援事業費補助金の調整でございます。

5 目農地費、261万8,000円の減額、3 億5,396万8,000円、白鷹 2 地区農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金の減額でございます。

2 項林業費 2 目林業振興費、1 万2,000円の減額、9,016万5,000円。

次のページをお開きください。

5 目地域産業活性化対策費、1,000万円の減額、1 億5,488万8,000円、企業立地促進事業補助金の調整でございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費、364万8,000円の減額、5 億1,581万円。

3 目道路新設改良費、1,190万4,000円の減額、7,862万5,000円。

4 目橋梁維持費、36万円の減額、8,984万2,000円。

それぞれ事業の調整でございます。

次のページになります。

5 項住宅費 1 目住宅管理費、760万円の減額、3,487万円、住宅関連の事業の調整でございます。

9 款消防費 1 項消防費 3 目消防施設費、478万7,000円、3,852万円、防火水槽新設工事の調整等でございます。

次のページをお開きください。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費、23万9,000円の減額、1 億5,905万1,000円。

3 目スクールバス運行管理等費、130万9,000円の減額、5,958万4,000円。

4 項社会教育費 3 目文化財保護対策費、81万2,000円の減額、3,877万2,000円、歴史民俗資料館関係の調整等でございます。

5 項保健体育費 1 目保健体育総務費、164万5,000円の減額、2,140万7,000円、若鮎マラソン大会中止による減額でございます。

次のページになります。

11 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目道路河川災害復旧事業費、180万2,000円の減額、3 億8,838万2,000円、事業の調整でございます。

予算書の 4 ページにお戻りください。

第 2 表 繰越明許費補正。

初めに、追加でございます。

款項、事業名、金額の順に申し上げます。

3 款民生費 1 項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業、3,086万3,000円。

9 款消防費 1 項消防費、防火水槽新設事業、1,471万3,000円。

続いて、変更でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費、鮎貝地区コミュニティセンター大規模改修工事、1,150 万円を減額し、補正後の金額が4,441万8,000円となります。

次のページをお開きください。

第3表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的と限度額を申し上げます。

災害復旧事業、320万円を減額し、1億60万円。

緊急自然災害防止対策事業、110万円を減額し、4,010万円。

緊急防災・減災事業、100万円を追加し、2,850万円。

緊急浚渫推進事業、190万円を減額し、910万円。

過疎対策事業、7,360万円を減額し、6億490万円。

補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第35号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第7、議第36号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第36号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部改正等に伴い、令和4年度に限り商業地等の固定資産税の負担軽減の措置を行うなど、所要の整備を行うため、本条例を令和4年3月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

重要なポイントのみ税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りま

すようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、佐藤雅志君。

○税務出納課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

2枚目をご覧ください。

専第5号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

改正要旨をご覧ください。

各条項の改正要旨につきましては、記載のとおりであります。

主な改正の内容を申し上げます。

地方税法の一部改正に伴いまして、土地に対して課税する固定資産税、都市計画税の特例について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅の上限を5%から2.5%に引き下げるほか、所要の整備を図るものであります。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第36号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第8、議第37号 白鷹町国民健康保険税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後3時34分）

再 開 （午後3時55分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

先ほど議第37号について、演題の誤りがありましたので、元へ戻しまして、再上程い

たします。

日程第8、議第37号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第37号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、負担の公平性を図るため課税限度額を見直すよう、所要の整備を行うため、本条例を令和4年3月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

なお、重要なポイントのみ税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜われますようお願いをいたします。

○議長（今野正明） 税務出納課長、佐藤雅志君。

○税務出納課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

議案書の2枚目をご覧ください。

専第6号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正要旨をご覧ください。

各条項の改正要旨につきましては、記載のとおりでございます。

主な改正の内容を申し上げます。

地方税法施行令の改正に伴い、負担の公平性を図るため、基礎課税額に係る限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第37号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第9、議第38号 白鷹町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第38号 白鷹町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る省令の改正に伴い、所要の整備を行うため、本条例を令和4年3月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

なお、税務出納課長より重要なポイントのみ説明させますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、佐藤雅志君。

○税務出納課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

議案書の2枚目をご覧ください。

専第7号 白鷹町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。条文については、以下のとおりでございます。

主な改正内容について申し上げます。

本条例で引用する租税特別措置法の条項の番号が変更になったので、本条例も変更するものであります。なお、内容については変更ございません。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第38号について、原案のとおり決すにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されまし

た。

○議第39号の上程、説明、付託

○議長（今野正明） 日程第10、議第39号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第39号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、4回目のワクチン接種や消費喚起、物価高騰の影響緩和に向けた緊急経済対策、学校給食に係る保護者負担への追加支援等を講ずるほか、農業関連の補助事業や雪害を受けた公共施設の修繕等について対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国・県支出金、諸収入及び繰越金等で対処するものであります。

このほか、農林課所管の生産資材等高騰緊急対策利子補給に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2億1,780万円を追加し、歳入歳出それぞれ86億6,780万円とするものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（今野正明） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思っております。

議第39号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,780万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億6,780万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

次のページになります。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

14款国庫支出金、1億6,249万9,000円、8億9,967万7,000円。

15款県支出金、2,010万9,000円、7億8,970万9,000円。

17款寄附金、300万円、5,800万1,000円。

19款繰越金、2,969万2,000円、3億2,969万2,000円。

20款諸収入、250万円、1億8,497万7,000円。

歳入合計、2億1,780万円、86億6,780万円。

次のページをお開きください。

歳出。

2款総務費、740万円、10億7,190万4,000円。

3款民生費、3,385万7,000円、21億6,963万7,000円。

4款衛生費、2,297万6,000円、8億4,782万1,000円。

6款農林水産業費、1,272万5,000円、6億9,082万6,000円。

7款商工費、1億1,324万1,000円、4億7,126万2,000円。

9款消防費、1,078万8,000円、4億1,110万円。

10款教育費、1,681万3,000円、7億2,269万1,000円。

歳出合計、2億1,780万円、86億6,780万円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、生産資材等高騰緊急対策資金利子補給、期間、令和4年度から令和8年度、限度額、6万5,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、予算特別委員会に付託し審査することにしたと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、議第39号は、予算特別委員会に付託し審査することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会は、明日6月10日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の

規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後4時08分〉

